#### 氏爵」の 成立

儀式・奉仕・叙位

田

息

旦冬至の儀にちなんで行われる叙位 (叙爵)に預かることとされているが、この他、即位式・大嘗会といった天皇の「代替り」の儀式や「暦の代替り」ともいうべき朔 氏爵というと一般に平安時代、 (即位叙位・大嘗会叙位、朔旦叙位)では、伴・佐伯・和気・百済王というもはや有力ではな 毎年正月の恒例の叙位で、 王・源・藤原・橘という当時有力な四氏の出身者が従五位下

しかし、これらの「氏爵」については史料的制約もあり、

殆ど研究

その実態を検討し、「氏爵」の成立時期・成立理由について考察し

立時期を九世紀後半から十世紀初め頃に求めた。また、その成立の由来は、天武系から天智系へと皇統が変化した光仁・桓武朝に を通して理解を深めた後、そこで得た理解をもとに、 即位叙位全体、更に、 大嘗会叙位・朔旦叙位に検討を及ぼし、「氏爵」の成 たものである。まず、「氏爵」の典型例を理解するため、応徳三年の即位叙位について、百済王氏の「氏爵」申文と『通俊卿記』

が進展していない。本稿は伴氏以下四氏への「氏爵」について、 くなった四氏の出身者に対しても叙爵(「氏爵」)が行われた。

のであると同時に、これら四氏が没落するに随い、「氏爵」の授与には、「代替り」の儀式に奉仕したり由来の深かった氏の維持 おける、「代替り」の儀式への奉仕や「功臣」と称されるような先祖の天皇家への功労に淵源をもち、それに対する反対給付的なも という側面も生じたことを指摘した。 史林 七一卷一号 一九八八年一月

Ľ め 継承やそれらの儀式に関連した行事の継続のため、

は に

縮少など様々な面で位階制が変質する。例えば、 律令国家の位階制 の根幹は大宝令・養老令の位階制に基づい 正四位上・正五位上の二つの位階が越階されるのが通例となり、② ているが、 平安時代も中期になると、 位階体系の事 五位に 実 上の

> 35 (35)

昇ることが栄爵または叙爵と言われ大変名誉なこととされた反面、六位以下では特に七位以下の位階は消滅したも同然と③ なり、位階と言えば事実上「従五位下」以上だけを問題とするようになる。五位の位は昇殿制の成立以降、®

間入りできる最低ラインでもあった。⑥ 指 標に直接ならないものの、上級貴族にとっては出発点であると同時に、中小貴族にとっては終着点であり、貴族に仲\*\*\*\*\*\*\*\*

(考)を受け、それに基づき位階が昇進された (選叙)。ところが、政治的・経済的・身分的特権が格段と飛躍する五位以上本来、位階は氏姓と異なり個人に授与され、授与主体の天皇の代替りに変わることなく固定的であり、官人は勤務評定 になる。 は天皇の勅裁を必要とする勅授であるため、平安時代にはいると、家柄等により栄爵に預かり位階の昇進が行われるよう この様な位階制の変化は律令制社会そのものの変容を示すものと言えよう。

タイプの氏族が進出し台頭するという考えも有力になりつつある。 九世紀中葉以降、 近年の研究によれば、平安貴族(社会) 藤原氏などの一部有力氏族が高位高官を独占する一方、律令制以前からの伝統的有力氏族は衰退して は奈良貴族(社会)とストレートに結び付かず、官僚社会に即応した新しいの。

ず検討の対象とすべきことに、「代替り」の儀式にちなみ伴・佐伯・和気・百済王というかつての有力氏族が叙爵 考察は、平安貴族社会の構造・「氏」や「家」の問題を考える上でも必要でありながら、彼らの社会的地位が低いこともあ っていったのだろうか。没落しながらも、どの様に氏を維持・継承し再結集を計ってゆこうとしたのだろうか。その様な に預かり、それを通して氏が曲がりなりにも維持・継承されていったということがある。 史料上になかなか現われにくいという制約のためか、殆ど研究が進展していない。しかし、かかる制約にもかかわら 、高位高官を独占する氏族や新たに進出し台頭する氏族の陰で衰退していったかつての有力氏族のその後はどうな

になっていないものの中から、 竹内理三氏によれば、「毎年正月叙位に、 一人づつ推挙して叙爵して叙爵の恩典に浴させること」であると言う。 王氏及び源氏藤原氏橘氏等諸氏の中で、 正六位上まで進んで五位 また、 藤木邦彦氏

本稿ではか

:かる研究状況を鑑み、

まず、「氏爵」の典型例として理解する上で格好の例でありながら殆ど注目

百済王氏の「氏爵」申文(『為房卿記』紙背文書)と叙位の議を記した

なかった応徳三年十二月の即位叙位

(堀河即位)を、

を与えること。(中略)また氏挙ともいう。元来氏爵は、令制の蔭位の制と同じような意味で起ったもので、 であると考えられている。 長者が見て、そのうちから適任者を定め、これを氏長者から奏文をもって推挙することになったものである」とされ、氏 する一特典であり、その氏の氏長者はこれを推挙する特権を与えられたわけである。正六位上の者は、氏ごとに常に何人 によると、 爵に預かる氏は王・源・藤原・橘の四氏という平安時代の特に有力な氏であり、氏爵はそうした有力な氏に対する一特典 かいるわけであるから、この特典を競望するようになり、そこで希望者はまず申文(申請書)を氏長者に提出し、これを氏 の正六位上の者のうちから毎年各一人、各氏長者 氏爵は 「平安時代から、毎年正月六日 (橘氏は是定、王氏は第一親王のち是定)から申請した者に対し、 (七日、または五日) の叙位の儀に際し、王氏・源氏・ 藤原氏 有力な氏に対 橘氏 従五位下

爵」の申文の内容と叙位の識の内容とが双方ともよく判る典型例を見い出せなかったことにも起因している。 のみならず、即位叙位・大嘗会叙位(両者を合わせ「即位」叙位とする)・朔旦叙位の実態からして研究されていないことに 安貴族社会を考える上で意外な側面を示してくれるのだが、そうした研究は殆ど進展していない。それは、まず、「氏爵 もはや有力ではなくなったこれら四氏になぜ「氏爵」の授与が続けられたのであろうか。この「氏爵」の実態の解明は平 を祝う朔旦冬至に伴う叙位 (朔旦叙位) で伴・佐伯・和気・百済王の四氏が「氏爵」に預かることも見えるが、それについ 即位式・大嘗会など天皇の代替りの儀式に伴う叙位(即位叙位・大嘗会叙位) や十九年に一度、十一月朔日が冬至となること ところが平安時代の叙位や氏爵の史料を通覧すると、毎年正月の叙位で王・源・藤原・橘の四氏が預かる氏爵の他 いつ頃、なぜ成立したかを始め、その実態は殆ど解明されていない(以下、伴氏以下四氏への叙爵を「氏爵」と示す)。 そして、これらの叙位の「氏爵」は氏からの推薦書(申文)の提出から始まり、 叙位の議により決定されるが、「氏

『通俊卿記』を通して検討した後、それをもとに同様な視角からの分析をその前後の時代、更に、大嘗会叙位・朔旦叙位

にも及ぼし、「氏爵」の実態の理解や成立時期・成立理由の解明に迫ろうと思う。

- ――」(『日本歴史』四一三号 一九八四年)。黒板伸夫「位階制変質の一側面――平安中期以降における下級位階
- 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。 年)がある。
- ③ 竹内理三「成功・栄၊考」(『律令制と貴族政権』第Ⅱ部一九五八年)。
- ④ 土田直鉄「官職制度の概観」(『岩波古語辞典』 一九七四年)。
- (青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』一九八七年)。七六年、のち、『平安貴族』一九八六年)、古瀬奈津子「昇殿制の成立」橋本義遂「貴族政権の政治構造」(『岩波講座 日本歴史』4 一九
- 》 橋本義彦「公家の暮し」(同『貴族の世紀』一九七五年)。

- 部 一九五七年)。 竹内理三『律令官位制に於ける階級性』(『律令制と貴族政権』第一
- ◎ 長山祭孝「古弋皇疾の終焉」(『売日本記所究』二一四◎ 蓬老公式令16 勅授位記式条。
- 『講座日本歴史』2 一九八四年)。年)、佐藤宗諄「律令政治の展開」(歴史学研究会・日本史研究会編年)、佐藤宗諄「律令政治の展開」(『続日本紀研究』二一四号 一九八一
- 》 宇根俊範「律令官人制と貴族」(『史学研究』 | 五五号 | 一九八二年)。
- ) 竹内理三「氏長者」(『律令制と貴族政権』第Ⅱ部 一九五八年)。
- | 藤木邦彦「うじのしゃく 氏爵」(『国史大辞典』第二巻 一九八四
- 家国家史の研究』一九八七年)があり、更に研究が進展した。⑩ 最近の研究として、宇根俊範「氏爵と氏長者」(坂本賞三編『王朝国

## 第一章 応徳三年十二月の即位叙位と「氏爵」

# 第一節 応徳三年十二月十三日付交野禁野司百済王氏人申文の検討

この写本は袋綴で紙数は四十二紙であるが、第五紙・第十四紙の各々の表裏と第十五紙の表には、応徳三(一〇八六)年十 をもつ江戸時代の写本で古写本ではないものの、院政期を中心とした注目すべき紙背文書が「裏書」として書写されている。 二月の堀河天皇の即位式に伴う叙位(即位叙位)に関する「御交野禁野司百済氏人」らの「氏爵」申文が中欠ながら書写さ(南第三) (一○八七)年秋七月八月九月条の「襲書」と題する写本(函号ધ0−131 十七冊本の八)は万治三(一六六○)年五月二十五日の奥付 既に別の機会で述べたように、国立公文書館内閣文庫に所蔵される十七冊本の『為房卿記』(『大御記』)のうち寛治元の

を与えてくれる。従って、まず写本よりこの申文の部分の写真と復原される釈文とを示しながらやや詳しくその内容を紹 れている。 この申文は殆ど学界に知られていないが、「代替り」の儀式に伴う「氏爵」の実態を考える際に重要な手掛の。 介する。なお、申文は中欠であるため、便宜的にその前後をそれぞれA断簡・B断簡と略称する。

(第五紙表)

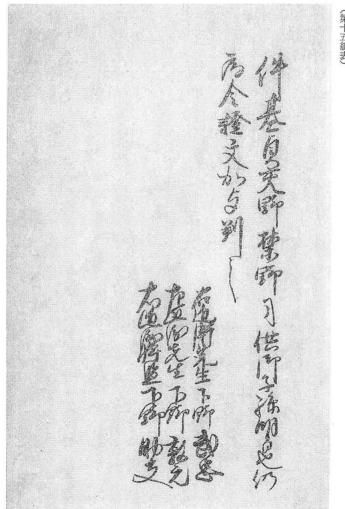
御夾野醫野 司石府武人等骸惶誠器程言 鄉即任各文管會和且者给近例 請将家 天鳳依公問任道理被預在各首衛子委員等哥於 門所信 基型 尼德王 慶運王 養衛 産める 変紀を平上日本 は他に早七日まる 定館三子に日かる 電影多十月十六 近久吃年主日在公 长和女子二月七日 长元子二月六日 智智 部 製 製 製 餐 馆 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作

中国 是初 叶陵郡之府民華天歌成卷布心巷行将与西 了到不限計犯中美人为犯父帝公言父妻所至是走门路的 日本代 を中部位各知色子等 珍氏等 考察治等 寄きるの分差更問題被報節的當者に称成了一年就多名的 多好別後将揮 善以非音艺程之情之而之若後南遇到为之部 像佐海陽益松其及馬をから公南金知名的終福都去宝屋奉

第十四紙表

藤原王 常路五 赐任王 場で 上上岸之月女万 多 お前半十二月十一日 老老男子一作五 知公

者且和門為人樣所且作奉一之不堂氏人等職院演過灰言 何至考之的於叙考端之军多也者 无配性造化被物飲新 修行及答考与文打又要仍若指扇成为教後以答者 庭園をするです。 をはるないのであれる をはるなるない こうでんかい かまる ちょう ちょう こうできるかられる



(第五紙裏)

藤運王

天曆九年十一月廿二日 叙給 (第五紙表) [A断簡]

釈

文

御交野禁野司百済氏人等誠惶誠恐謹言 請下特豪力 天恩,依,先例,任,,道理,被,預,,蔭子百済王基貞栄爵,状

御即位幷大嘗會·朔旦等給近例

慶運王 慶忠王 寬弘八年 十 月十七日

御即位

寛徳二年 長元九年 六 月 六 日 治暦四年 長和五年 二月七 七 月十九日 四 月廿八日 H

寬弘九年十一月 廿 寬和二年十一月十七日 日 叙給

大嘗會 基行王

基清王 基明王 昌源王

延久四年十二月廿八日

與元王

43 (43)

興任王 宗照王 與房王 □□□□年十一月廿二日延久元む 永承五年十一月十三日 長元四年十二月十五日 叙給 叙給

欠

(第十四紙表) [B断簡

像・經論・幡盖・挾具及馬・廳、加」之以、南金初出、則敬福獻"其紫磨、東□(第) (第) (第) (第) 急紛、則俊哲揮"其白刃、非"啻先祖立傳之功、忽其後裔遺"刻石之動、〔[蔣]]

因\_茲、代代 天皇御即位幷朔旦冬至日、随1氏学1 奏、叙7給氏爵、往古

之例、不」可:|勝計、就」中、基貞大祖父慶忠王・父基行王、是等也、門跡勝亡

. 爵,已一下、然則、基貞相次欲」被'|叙爵、 尤當'|其仁、 抑氏人之輩誰」多、不」勤||[カッ]ワック] 中、因、茲、先朝(白河天皇 御踐祚之時、氏輩多雖」成,,競望、以,,基行,被,尋,,叙御

(第十四紙裏)

供御役、恣奏"申文、於"父基行」者、獨勵"徽力、勤"仕供(於) 何年奉二之後、放」叙:無端之輩、乎、望請(☆) (\*\*) 且和"門跡之殊勝、且仰"奉×之不空、氏人等誠惶誠恐謹言、[勿\*] 天恩、任11道理、被2叙11件氏爵 御使、甘五箇年、

應徳三年十二月十三日 蔭子 正六位上百済王基貞

正六位上百済王永末

正六位上百済王正末

(44)

「氏爵」申文を「申文」と略称する)。

正六位上百済王時方

正六位上百済王清明

禁野別當従五位下百済王基行 正六位上百済王為基

禁野別當從五位下百済王

交 野 禁 野 司 供 御 子 孫 明 白 也 173

件 基 一貞

文加与

判之、

右近衛先生下野武忠[府办](下毛野)

右近衛将監下野助支 左近衛先生下野敦元

と「御交野禁野司百済氏人」らが提出した申文である。以下、関連史料を示しつつ「申文」の大意を紹介する(以下、この 日に行われた即位叙位の議において、百済王氏の「蔭子」基貞が「先例」により「栄爵」(従五位下)を授けられるように この文書は事書等によると、応徳三年十一月二十六日に践祚した堀河天皇の即位式(十二月十九日)に先だち十二月十六

代順に整理してみると表1の様になる。「近例」に示された人物のうち、即位叙位で「氏爵」に預かった寛弘八年の慶忠 位・大嘗会叙位・朔旦叙位で「氏爵」に預かった交野の百済王氏の先例がそれぞれ示されている。今、それを叙位ごと年 まずA断簡 (第五紙表裏) には、 事書に続き「御即位幷大嘗會朔旦等給近例」(以下、「近例」と略称する)として、

45 (45) 即位叙

表1 「申文」にみえる「御即位幷大嘗會朔旦等給近例」

						****				
天	皇	日本年号		叙				位	備	考
人	全	〔西暦〕	則	位	大	甞	会	朔旦冬至	VHI	<b>45</b>
村	Ŀ	天暦 9 〔955〕						11/22 藤運王		
	条	宽和 2 〔986〕			11/1	7 典	元王			
三	条	宽弘 8 [1011]	10/17	慶忠王						
	>====================================	長和1 [1012]			11/2	9 良	運王		寛弘9年は長	和元年と改元
後 -	一久	長和 5 [1016]	2/7	慶運王					叙位議は 2/6	, 即位式は 2/7
12	*	長元 4 〔1031〕						12/15 宗照王 (11/15カ)		
後乡	<b>k</b> 雀	長元 9 〔1036〕	6/6 (7/6カ)	)昌源王					叙位議は 7/6,	即位式は 7/10
後者	2. 良	宽徳 2 〔1045〕	4/28	基明王					即位式は 4/8,	叙位議は 4/28
12 1	D 23C	永承 5 [1050]						11/13 興任王		
後三	<b>二</b>	治暦 4 〔1068〕	7/19	基清王					叙位議は7/19	,即位式は7/21
12.	- ×	延久 1 [1069]						11/22 興房王	-	
白	河	延久 4 〔1072〕	12/28	基行王					即位式は 12/	29

「申文」にみえる各級位が行われた日と『公卿補任』の尻付など他の史料から知られる各級位の日と齟齬する例がみえるが、これは、級位が審議された日と実際に位記が授与された日との相違であろう。「申文」には級位が審議された日が記されている。

関係 子 禅広(善光) を祖とし、 冬至に「氏爵」に預かったと記して 動」を遺したため代々天皇の「即位」・「煎力」 用部分に続けて、ただ「先祖立傳之功」 は前欠で、 簡 合軍のため滅亡したのに伴い亡命した王族 みではなく、 В から知られる様に 王と延久四年の基行王は、 断 前 は В さらに、 南金 簡 基貞のそれぞれ祖父と父である。 が深い百済国 欠のため判読し難い箇所もあるが、 断簡(第十四紙表裏・ (第2行) 急紛則俊哲揮其白刃 (第1行) 「近例」 の説明を行う。 初出則敬福獻其紫磨東[5] 釈文のみを示すと次の様になる。 像經論幡盖挾具及馬鷹加之以 (1)\_\_\_\_\_\_\_(2)(3) の後、 百済王氏は日本(倭国) また、 [が六六○年に唐 「氏爵」 欠けているので、 「其後裔」も「刻石之 持統朝に百済 第十五紙表) を申請した 後述するB 新羅連 の冒 と友好 ٧V (後略) 、るこ 朔 次に 断 A 断 引 ع 且 頭 館

この時、

鷹の

いう氏族名を賜わり八・九世紀にかけて活躍した渡来系氏族であることを勘案すれば、次の様に考えられよう。

容なので、「中文」の前欠部分には百済国王が仏像を献じたこと(「献釈迦仏金銅(像)」等)が記されていたと思われる。 幡蓋・経論を日本に伝えたとする、 怒唎斯致契等、献"釈迦仏金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干巻"」という記事が関連しよう。これは百済の聖明王が仏像 まず、(1)の部分については、『日本書紀』(以下、『書紀』と略す)欽明十三年十月条の「百済聖明王、翌末、 所謂仏教公伝と称される記事であるが、これと(1)の部分を比較すると、 遣II西部姫氏達率 ほぼ同じ内

朝の頃に百済国王が阿知吉師を日本に派遣した際に齎されたとの伝えが「阿直伎」 廐、因以1阿直岐1令1掌飼、故号1其鑑5馬之處、日1廐坂1也、」という記事と関連しよう。 以貢上、 そして、(3)「鷹」については、『書紀』仁徳四十三年九月条の次の記事が関連しよう。 次に、(2)「馬」については、『古事記』中巻応神天皇の段の「百済国主照古王、以"牡馬壱疋・牝馬壱疋、付"阿知吉 |阿畝央等之祖、|| という記事や『書紀』応神十五年八月丁卯条の「百済王、|| 此阿知吉師者、|| という記事や『書紀』応神十五年八月丁卯条の「百済王、 「記紀」編纂時にあったことが知られる。 遣」阿直伎、貢」良馬二匹、 これらの記事により、 即養二於軽坂上

皇、是日、 俱知、學等」乃援||酒君|令||養馴、未||幾時||而得」馴、酒君則以||章緡|著||其足、 示」鳥曰、「是何鳥矣、」酒君対言、「此鳥之類、多在二百済、得」馴而能從」人、亦捷飛之掠二諸鳥、百済俗号二此鳥 1日二 庚子朔、依網屯倉阿弭古捕,具鳥、献,於天皇,曰、「臣毎、張、網捕、鳥、 幸!|百舌鳥野||而遊猟、 時雌雉多起、 乃放、鷹令、捕、 勿獲品数十雉 ·未"曾得,是鳥之類、故奇而献」之、」天皇召,酒君、 以1小鈴1著1其尾、居1腕上、 献于天

走月、甫定η鷹甘部、故時人号η其養Δ鷹之處、曰η鷹甘邑1也、

「養馴」を命ぜられた酒君は「百済王之族」で、

百済に派遣された紀角宿禰に対し「無礼」であったとし

基づくか否かという問題は暫くおくとしても、 て襲津彦に付けて日本に送られた人物と伝えられている。馬の献上をめぐる伝承と同様、(質・葱) 少くとも八世紀初め頃には、 鷹は仁徳朝の頃に百済の王族によって、 これらの記事が何らかの事実に

馴」が始められたと伝えられていたことが知られる。このような伝承をもとに交野の百済王氏の氏人は際飼が百済国の王

族によって始められたことを先祖の功績と認識していたものと思われる。後述する様に交野の禁野は鷹場であるので、 鷹

飼の始まりをめぐる伝承は「禁野別當」の百済王氏が「氏爵」に預かる大きな根拠であった。

王氏の氏人は、「先祖立傳之功」と主張したのであった。 以上の如く、 「記紀」に記述された百済国からの仏教公伝・馬の進上や百済国の王族による鷹飼の開始を、

年より始まった対蝦夷戦争で活躍した百済王俊哲のことであり、その「功績」を強調した部分と思われる。俊哲は陸奥鎮 家の東北経略において軍事面で活躍した氏族であったことを勘案すれば、「白刃」を「撣」った「俊哲」とは宝亀五(七七四) 連しよう。「申文」にみえる「敬福」とは勿論百済王敬福を指し「紫磨」とは黄金のことであるから、「南金」は「黄金」の。 何存。「軍士、 請預。「幣社、 許ュ之、 」とあり、 「申文」 にいう様に俊哲は自ら 「 揮。「其白刃 「 」って 「賊」 の包囲網を突破するこ 将軍從五位上百済王俊哲等言、己等為、賊被、圍、 守副将軍・同将軍、 る所謂東大寺盛舎那仏(大仏) の塗金のため陸奥守百済王敬福が部内の小田郡で産出された黄金を朝廷に献上した功績と関 さらに(4)の部分は『続日本紀』(以下、『続紀』と略す) 天平勝宝元(七四九)年四月甲午朔条・乙卯(二十二日) 条等にみえ さて、「申文」によると、 続く(5)の部分はやや判読し難い部分もあるが、百済王氏は八世紀後半から九世紀初めにかけて律令国 征夷副使等を歴任したが、『続紀』宝亀十一(七八〇) 年十二月丁巳(二十七日) 条によれば「陸奥鎮守副 かかる東北経略における彼の「活躍」は百済王氏一族に語り継がれていたものと考えられる。 百済王氏は以上の様な「先祖」と「後裔」の功績により、 兵疲矢盡、而祈,桃生·白河等郡神一十一社、乃得b潰b圍、 代々の天皇「即位」の時や朔旦冬 自少非小神力

り「氏輩」が多く「競望」したが、父の基行が結局「氏爵」に預かっているので、子の基貞も相次いで「叙爵」に預かる のは尤も「仁」にかなう、と主張している。またそもそも「氏人之輩」は多いといっても禁野の「供御役」を勤めずに恣 を申請した基貞の「大祖父」慶忠王と父基行王がそうした例であり、先の白河天皇の即位叙位では「氏爵」の援与をめぐ 至の日に「氏挙」に随って奏し、「氏爵」が叙されるのは「往古之例」であることを記している。さらに、「氏爵」の授与

48

交野の百済

ている。その後やや文意不明だが、「道理」に任せて基貞が「氏爵」に預かれば、一門一族がすぐれていることを知り、 に「申文」を奏していること、父の基行は一人で二十五年間も(禁野別当として)「供御使」に勤仕していること、を主張して申文」を奏り

「奉公」を怠りなく勤めるでありましょう、として基貞への「氏爵」を申請している。

め、「右近衛先生下野武忠」以下三人が「与判」を加えている。
「府2]で毛野) いる。 そして、「申文」の最後には「氏爵」を申請した百済王基貞が「交野禁野司供御」の子孫であることを証明するため 以上の如く記した後、「應徳三年十二月十三日」の日付に続けて「蔭子正六位上百済王基貞」以下八人が名前を連ねて ところで、この「与判」の意味を理解するには百済王氏

や下毛野氏と交野の禁野との関係を少し述べる必要があろう。

標野とも呼ばれた。『西宮記』(史籍集覧本)巻十七臨時五の諸院には する桓武天皇が延暦二 (七八三) 年十月に行幸し麙狩を行ってからは、頻繁に交野の地に天皇の行幸があり、@ そして、光仁天皇が宝亀二 (七七二)年二月に行幸して以来、特に百済国王より分れたと称する和氏出身の高野新笠を母と れている。現在、枚方市中宮には百済寺跡があり、百済王氏の氏寺として敬福が創建したのではないかと考えられている。 する百済王氏と交野の禁野との関係が形成されてゆく。「禁野」とは天皇の支配する狩場で一般の狩猟を禁じた原野であり、 いたが、百済王敬福が河内守に任命された天平勝宝二 (七五〇) 年頃、百済王氏の主流は河内国交野郡に移住したと考えらゆ 百済王氏は『書紀』天智三(六六四)年三月条に「以"百済王善光王等、居"于難波ご」とあるように初めは難波に居住して 交野を本貫と

禁野、北野 李照 》 交野 為"薩族" 字陀野

という)が蔵人所のもとで鳥を供御として貢進する制度ができてゆくという。『禁秘抄』上巻の御膳事には、「供御四府供、 とあり、 には「禁野別當」が二人みえるが、代々この交野の百済王氏がその地位を世襲していたらしい。 ところで、先述の如く交野の禁野では鷹狩が行われたが、 交野の禁野は百済王氏と深い関係があったので、百済王氏がその「検校」を行う様になったと思われる。「申文」 一般に禁野では衛府の際飼の官人(次第に近衛舎人に限定される

交野等鳥」を進めていることが知られる。

する様になり、 要があったためである。 野の近くに鷹飼として居住していたからであろう。なお、「申文」にこの「与判」が必要だった理由は、「氏爵」をめぐり 申請した百済王基貞が「交野禁野司供御子孫」であることを下毛野武忠らが保証しているのは、下毛野氏が当時交野の禁 ば「鷹飼右近番長」とみえ、また、『下毛野氏系図』によると武忠は「御鷹飼」であったとする。「氏爵」に預かることを 轄下におき、そこに設定された際飼免田を保持しつつ禁野の管掌を基礎として散所の管理運営に当ったといわれている。 氏人による「競望」が激しく、禁野供御役を勤めることが「氏爵」の授与に重要な意味をもっており、それを証明する必 「与判」を加えた一人下毛野武忠は当時の記録等に婁々その名が見える人物で、『水左記』応徳元年正月十七日条によれ 一方、九世紀以降に衛府を中心に活躍する下毛野氏は、十世紀末葉以降、大臣家大饗で「鷹飼渡」の任を世襲的に独占の 院政期以降は蔵人所に直属する鷹飼職を長く世襲し、衛府官人随身兼御鷹飼として河内国交野の禁野を管

れることを望んでいることが知られる。 から十一世紀初め以降、 以上、「申文」の内容を検討したが、この「申文」により、この時まで、 「即位」叙位・朔旦叙位で定期的に「氏爵」に預かっており、 交野の禁野の百済王氏は遅くとも十世紀中頃 今回もその先例にならって叙爵さ

· 「氏爵」を中心に即位叙位の実例を考察する。 それでは、この「申文」はどの様に取り扱われたのだろうか。 次節では、応徳三年の即位叙位の議を『通俊卿 記

## 第二節 『通俊卿記』応徳三年十二月十六日条の検討

応徳三年十二月十六日の堀河天皇の即位叙位については、『御即位叙位部類』 所引の の『通俊卿記』 に詳しい。 「申文」の

編之一より関連する部分を掲げる 内容の理 解 の み ならず、 即位叙位 (~~ |の審議内容が判る典型的な例でもある 線 1 -線・(1)等の番号は筆者)。 0) で、 やや長文にわたるが、 『大日本史料』

置」笏及」手給」之、 等申文、各三通、 民部省欲」叙、 筥八柳 院宮御申文等、 或又硯筥外於方暫置」之、 次叙い外記・史い 摂政諾給、 蔵人」之由い先級」式部・民部二省い 王氏爵、 予召:為房、 政有」領許、 応 々座定後、 徳三年十二月十六日、 取」「特入二一宮、為原持」 次叙二藤氏、 取刊出式部省奏一読」之、作名等所、放雖小宗俊元一丞、可以敬以顯宗行、不」被」用」奏、取出出式部省奏一読」之、作名等所、敬源宗俊、而摂政命云、如」此述》、第不」被」用」奏、 雖少無川親王挙、 被」仰片可」召川右少弁重資一之由与予召川重資、則参入居川東廂、 予敬屈承」之、(縣原通俊) 侍五中位 右中弁基綱朝臣· 件奏不」見,1筥中、仍以,1右中升基綱朝臣,令,1尋求、令」刻之、 (中 略® 勾!申文:入!一筥、 為房参入、 近衛府奏等、 置前座左前 被如治、 次任言諸 被」叙否、 今日被」行二御即位叙位事、 叙三策労、撤過文、依」無申文、 置二笏於座、取市移一筥文書於第二宮、毎六(中略)摂政引品客宮、覧二(イナン) 今度之源氏爵名簿、 先候前摂政気色、 下刊給申文、従、當出口申文等、 取」笏候、 司 指」笏給」之、 権左少弁為房・右少弁重資等、(源) 分一 取造+叙5之、仍二人叙也、勘文实题、分子、 件諸司労無5人也、而二人叙也、勘文实题、 予申云、 次依」仰取π出氏爵名簿等、 奏之後、 摂政頤許給、 無」親王挙、 従"砚筥右方,給」之、不」押"砚筥等、及」手 後召二続后、 洪嗣云、総帝須、不郎、者、毎、非随可」許。左右,耳、後召二続后、 洪嗣云、総帝須、不、候、気色、 不候気色、可」名。 及言王氏・蔵人ご 左大臣依11重服1不2被11举申(高後期) W. 仍申刻参内、 次置」笏披」紙巻π返之い 次叙言左右近将監等、 殊不」被」叙、 殆可:混合? 置」座左、 而今度被」叙川蔵人」也、 置:現筥左方、與海便宜、 取川筥文、入」自川東面 次有二氏《沙汰》 (中略) 、不」令」混n合 但院御時、 次摂政出紀(藤原師実) 仍少 仰云、 俊\平\ '祐\ 皆下司給申文等了 和」墨先書」,從五位下四字、常與八二 | 々申文等、 依片為11 取前叙位1之次4 下刊給外記勘文1 叙n源宗清·読π上之、 院宮御申文召遣、 次取り笏申云、 件氏長者挙二通也、 次依」仰叙、 御 両有」之叙之例、 妻戸、 仍叙:藤原隆時,一、 面円座( 東帯著<sub>1</sub>南 次下コ給伴・ 筥与:現筥:之間 置山執筆人座前、(中略) 此間右少弁重資来、 次級二橋氏、 十年労 次為房持司来続係日 次公卿 院宮御申文召遣、 宮御申文、 佐伯・ 次被」仰下可 各著レ座、 則返給、 無山左右仰 外心(当付) 方書」之、 和気・ 重資退去 散位定通 置」之、 ベ年字 で数く (中略) (中略) 仰云 百 授\_ Ø 摂 次

製(宿貞男、命本中) 則叙"信高、信貞男、 次被、叙"百済王、中云、親元先祖無。 >>(5) 雖」申"氏爵、先祖依、無"叙爵之例、不」被、用」之、雖」申"氏爵、先祖依、無"叙爵之例、不」被、用」之、 則忽…信高( 信貞男、

次書。従四位下、 大内記(産原) 依」策叙」之、 突勘 點文 次書前從五位上(1)(中略)次藤原仲実叙5之、 次書:说四位上、[譯之] 給院 御 書(了) 書」年号(一中略)次摂政召出 院陽明 給門

新中納言、給二叙位、 (中略) 令"請印"(下略)

従四位上

藤原朝臣能実、 院御給

従四位下 藤原朝臣敦基、

鍭

従五位上

平朝臣資季、(\*\*) 藤原朝臣仲実、 陽明門院御給、

従五位下

藤原朝臣隆時、 蔵人

源朝臣家清、(2) 式部、

平朝臣祐俊、 民部

大江朝臣宗国、 史

紀朝臣雅定、

外配

(52) 52

次被、叙二平資順

(6.6) (6.6) (6.6) (6.6) (6.7) (6.7) (6.8) (6.8) (6.9)

佐伯朝臣信高、(25) 開門、

百済王基貞、

応徳三年十二月十六日

る推薦者について、 右に引用した『通俊卿記』によると、公卿らが諸院・諸宮・諸省の 先例を勘案しつつ審議が行われてゆく過程が知られる。 (官司)・諸氏などからの「奏」・「挙」・「申文」等によ 以下、従五位下に叙される部分を中心に簡単

な説明を加える。

書」の第十八紙裏に関連する記述がみえる。この記述は恐らくこの叙位の議に関連する何らかの抜書様のものと思われ、 物が推挙され(通例、蔵人では六位蔵人、式部・民部では大丞、外記では大外記、史では左右の大史が候補者となる)、今回は式部省 以下説明を加える叙位にもかかわる部分があるので、その部分の釈文を掲げることにする。 の「挙」を除いてそのまま叙されている。なお、このうち外記(「紀朝臣雅定、タロビ」)については、の「挙」を除いてのまま叙されている。なお、このうち外記(「ᡧ」 まず、「奏」や「申文」により、蔵人・式部・民部・外記・史からそれぞれ順番で一定の年限を勤めた「労」のある人 同じ『為房卿記』 の「裏

(第十八紙裏

宗季、 義和 親気 申1加階 章家、 申』加階 知(件)(1) 申」陰陽大夫允

爵、和氣、 以<sub>1</sub>男誠貞 | 申<sub>1</sub>氏 元(在) 申』佐伯氏爵 信佐高() 申』同氏啓(

申山外記巡爵

これによると、 最後の 「雅定、 申外配巡路」との記載は外記の巡爵を申請した紀雅定のことを示し、 『通俊卿記』 の記述

王氏は「親王挙」 さて、次いで、 橘氏・藤原氏の氏爵が叙された。 がなく、 また、 源氏は左大臣源俊房の「重服」により「源氏爵名簿」が 通例では王氏・源氏の氏爵も行われるのであるが、 「挙申」されなかったという様 今 回 の叙位では、 をあげたと言える

に、 共に氏長者的な人物による推挙が行われなかったため、 王・源の両氏は氏爵に預からなかった。

による推挙者が申請通り叙され、 更に、策労及び左右近衛府の将監が叙された後、引用の際には省略したが、諸々の院宮・内親王・女御の 諸司の「労」により二人が叙された。 以上、ここまでの叙位のされ方は、 『西宮記』や (御給)

『江家次第』にみえる叙位の識のあり方と類似しており、通常の正月の叙位のあり方と同じと言えよう。 叙位の議の最後に、「氏々沙汰」、即ち「氏爵」の申文を提出した伴氏以下の叙爵が審議された。 以下、

にかかわる部分なので、やや詳しく述べることにする。

爵」に預かっている。 さて、先に示した抜書様の記載には「元宗、中佐伯氏哥、 例はないものの、 掃部属佐伯信貞の子信高が「氏爵」をめぐり「争論」するが、先例を尋ねられた藤原通俊が、親元の先祖にはそうした先 る様に先祖に「氏爵」に預かった人物がいなかったため申請は却下された。また、佐伯氏は外記大夫佐伯親元の子元宗と たが、定通が推挙した済定が叙された。一方、広忠が推挙した外記伴定信は「先祖依」無」叙爵之例、不」被」用」之、」とあ のは明らかであろう。 まず、伴氏は氏長者の「挙」が二通あり、散位伴定通の「挙」(その子済定)と主計助伴広忠の「挙」(外記伴定信)® 信貞は祖父が安和・寛和の間に「氏爵」に預かった例があると回答したため、 なお、この時、「氏爵」に預かることのできなかった元宗は、 信高、申尚氏母」とあるが、これも『通俊卿記』 翌寛治元年十一月の大嘗会叙位で「氏 結局、 の記述と対応する 信高が叙爵された。 が

は「氏爵」申請者が二人いるが、「以1禁野1已為」先」す、即ち交野禁野の百済王氏を先に叙すことになっていると回答し が叙された。『通俊卿記』によれば、基貞は「禁野司小口」であり、 佐伯氏と同様に先例を問われた通俊が、(する) たため基貞が「氏爵」に預かった。「申文」に禁野での「供御伇」の勤仕に言及しているが、® (&) そして、次に百済王氏の「氏爵」が叙されたが、結局第一節で検討した「申文」により「氏爵」を申請した百済王基 それが叙爵に決定的な効果 百済王氏に 貞

ある。即ち、「義親、學,兩級、中長」との記述は「氏爵」を申請した一人に和気義親の子誠貞がいたことを推定させる。 伴・佐伯・和気・百済等申文ごとあるので、和気氏も申文を提出したらしい。それを裏付けるのは先述の抜書様の記載で 叙位聞書に示される様に今回の即位叙位では和気氏は「氏爵」に預かっていない。 但し『通俊卿記』に「下n給

百済王氏でも交野の禁野在住の一族であり、十一世紀には既に即位叙位において彼らが「氏爵」に預かることが定例化し は没落した氏では「氏爵」に預かることが氏内部で氏長者的存在になるための条件であったからであろう。また、「氏爵」 ていたことが知られよう。 の授与はその先祖に叙爵の先例があることが重要な条件であったが、「申文」の「近例」にみえる先祖の「氏爵」授与者は 一できず、氏内の「門流」ともいうべき存在が「氏爵」に預かるため互いに争っていた。この様な「競望」が起った理由の 以上の様に「氏爵」の申請に際しては、氏内部で「氏爵」をめぐり「竸望」が起っており、氏長者も推挙者を一人に統

大嘗会・朔旦の各叙位の実態を検討し、その中から「氏爵」の成立時期や成立理由を解明することにする。 例や傾向が理解できたと思われる。従って、次章以下、予想される史料的制約に対して、これらの理解をもとに、即位 以上、『通俊卿記』を通して応徳三年の即位叙位を「氏爵」を中心に検討した。これにより「氏爵」と即位叙位の典型

九八七年)第一章。 五百木部惟茂解」の紹介と検討を中心に――」(『史林』七〇―三 一五百木部惟茂解」の紹介と検討を中心に――」(『史林』七〇―三 一

の研究』一九七六年)がある。なお、現存する『為房卿記』の写本にいては橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会いては橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会がある。また、為房が再興したともいうべき高藤以来の勧修寺流につがある。また、為房が再興したともいうべき高藤以来の勧修寺流につがある。また、為房が再興したともいうべき高藤以来の勧修寺流についるがある。なお、現存する『為房卿記』の写本にいて「海の研究』一九七六年)がある。なお、現存する『為房卿記』の写本にいて「海の研究』(一九七六年)がある。なお、現存する『為房卿記』の写本にいては橋本義の研究』

例、氏爵の申文は外記方に提出されるため(玉井力「『紀家集』紙背文書写されていることはとのことと関係しよう。叙位の議において、通百済王氏の「申文」が『為房卿記』寬治元年秋の条の「憂書」として、今の他の主な文書二通については別稿で紹介する予定である。 (国史大辞典』第四巻 一九八四年)参照。 表」(『国史大辞典』第四巻 一九八四年)参照。 表」(『国史大辞典』第四巻 一九八四年)参照。 表」(『国史大辞典』第四巻 一九八四年)参照。

書について」『日本歴史』四三四号

一九八四年)、為房は叙位の識の

年秋の場合、記述内容がかなり多い日があり、そのような日は具注暦 用いられたため残ったとすると、一見、不都合にもみえるが、寛治元 込んだものでなく、自筆の『為房卿記』寛治元年秋の条の料紙として うである。 このことは、「申文」が写本を転写する過程で日記に入り 物館所蔵の永保元年のものにみられるように具注暦に書かれていたよ 卿記』によれば、「氏爵」の場合、先祖に叙爵の先例があったか否か 終了後、不要となった「申文」を何らかの理由、例えば後掲の『通俊 紙背文書に関しては田中稔「紙背文書」(『日本古文書学講座』中世編 可能性も考慮する必要があり、断定することはさし控えたい。なお、 あるいは子孫が清碧本を作る際に「申文」が用いられるなどその他の して残った可能性が強い。但し、具注暦に書いた日記をもとに、自ら の余空や裏に書ききれないため、具注暦の間に紙を継ぎ足して書きつ のと思われる。 なお、『為房卿記』の自筆本は京都大学文学部附属博 が問題となっているので、今後の叙位の謎の参考として持ち帰ったも た寛治元年秋より前の書状・文書が料紙として利用され、「裏書」と いだものと思われる。その際、この「申文」や書状など、反故となっ 一九八〇年)参照

竹内理三編『平安道文』、『大日本史料』第三編之一やその補遺にも

百済王氏の叙爵例は幸いにも全て残っているといえよう。 不明部分が「延久元年」と推定されると同時に、「近例」に示された 朔旦冬至(一九年七閏への執心)」〔広瀬秀雄編『暦』一九七四年〕)、 旦冬至が祝われた年は延久元年だけであることから(桃裕行「閏月と 難であるが、その残画や永承五(一〇五〇)年以降応徳三年以前で、朔 朔旦叙位の最後にみえる興房王が叙爵された年は写本からは判読困

7 四年十一月二十一日条に、また、基貞の父の基行王が『叙位尻付抄』 治暦四年の即位叙位で「氏爵」に預かった基清王が『本朝世紀』治暦

(14)

**「氏爵」をめぐる「竸望」は百済王氏のみならず、十一世紀には他** 

は『大日本史料』未刊部分は翻刻されていないので、本稿関連の部分 菊・巻・54〕により、東山御文庫本のマイクロフィルムで確認した)。 のみを示す(引用は京都大学附属図書館所蔵菊亭文庫本〔請求番号 にみえる他は、管見では他の史料にみえない。 なお、『叙位尻付抄』

開門、

8

9

学の諸問題』一九八七年)。

一〇一四九〇九)には、「紫磨金之尊像」とみえる。

従五位下伴朝臣済定、開門、「応徳三年即位」 従五位下件朝臣済俊、「延久四年即位」 従五位下百済基行、氏、「延久四年」 紀研究』四一一〇 一九五七年)も参照。 從五位下百済王基貞、氏、「応徳三年即位」 『続紀』天平神誕二年六月壬子(二十八日)条(百済王敬福薨伝)も参 例えば正暦四(九九三)年十二月二十六日付太政官符案(『平安遺文』 長山泰孝「百済王氏の人々」(『枚方市史』第二巻 この「即位」は即位式と大嘗会を含む所謂広義の「即位」を示す。 注⑨・⑩参照。また、今井啓一「百済王敬福とその周縁」(『続日本 利光三津夫・上野利三「律令制下の百済王氏」(利光三津夫編『法史 『書紀』仁徳四十一年三月条 御即位 伴·佐伯、注明門 佐伯朝臣行季、開門 和気朝臣義親、氏、 和気・百済、或氏、効臣後 佐伯朝臣信高、明門 一九七二年)。

卿記』(本章第二節) に詳しい。

- (1) 「何年奉二之後、放叙無端之輩乎」の部分はやや文意不明である。(1) 「何年奉二之後、放叙無端之輩乎」の部分はやや文意不明である。(2) 「何年奉二之後、放叙無端之輩子」の部分はやや文意不明である。(3) 「何年奉二之後、放叙無端之輩子」の部分はやや文意不明である。(4) 「何年奉二之後、放叙無端之輩子」の部分はやや文意不明である。
- 18 注 9 · 19 参照。

『続紀』天平神遊二年六月壬子(二十八日)条。

- 奥田尚「百済王氏の百済寺」(『枚方市史』第二巻 一九七二年)。な
   奥田尚「百済王氏の百済寺の縁起で「氏爵」に預かっていたことを伝えてい位」也、」とあり、即位叙位で「氏爵」(『枚方市史』第二巻 一九七〇年)には、「代見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』図書寮叢刊 一九七〇年)には、位」也、」とあり、即位叙位で「氏爵」に預かっていたことを伝えていた。この百済寺の縁起で、鎌倉時代の書写という「百済寺本縁起」

- その子禅広を祖としている。「其先者出」自ハ百済国義慈王」」とみえ、義慈王(第三○代)より分れ、「其先者出」自ハ百済国義慈王」」とみえ、義慈王(第三○代)より分れ、
- 手)。) 井上薫「交野ケ原への行幸と鷹狩」(『枚方市史』第二巻 一九七二)
- 一九八七年)。 中原俊章「蔵人所の役割と供御の性格」(同『中世公家と地下官人』 中原俊章「蔵人所の役割と供御の性格」(同『中世公家と地下官人』は氏長者的存在となり、「禁野別當」となった人物であると思われる。 は氏長者の存在となり、「禁野別當」も参照。「氏説」に預かった人物) 本章第二節に引用した『通俊卿記』も参照。「氏説」に預かった人物
- 新訂増補故実叢書本の『禁秘抄考註』による。
- ◎ 平安時代の下毛野氏については、高橋富雄「平安時代の毛野氏――時代と随身――下毛野武正を通して――」(『日本歴史』四五六号 一九八六年)、は四野氏の『日本歴史』一九八七年)、横野廣造「十一世紀初頭の下毛野氏の家と地下官人』一九八七年)、横野廣造「十一世紀初頭の下毛野氏の官人たち」(『平安文学研究』七三号 一九八五年)、渡辺晴美「院政官人たち」(『平安文学研究』七三号 一九八五年)、渡辺晴美「院政官人たち」(『平安文学研究』七三号 一九八五年)、渡辺晴美「院政官人たち」(『平安文学研究』七三号 一九八五年)、渡辺晴美「院政官人にして、「京橋富雄」平安時代の毛野氏――時代と随身――下毛野武正を通して――」(『日本歴史』四五六号 一九八六年)などがある。
- ◎ 弓野正武「『鷹飼渡』と下毛野氏」(『史観』九三号 一九七六年)。

その近辺に住んでいたことを示す史料としても重要である。 味で、この「申文」の記載は百済王氏は勿論、下毛野氏が交野禁野や

とみえるので、「申文」の「右近衛先生」は「右近衛府生」の誤写であ 寛治四(一○九○)年四月十五日条に「左府生下毛野武忠、左大将颐守」(際原師迅) (一九七四年)に詳しい(注②前掲網野論文参照)。なお、武忠は『中右記』 忠も含めこの時代の下毛野氏に関する史料は『栃木県史』史料編古代 下毛野武忠については注❷前掲中原論文に略伝がみえる。また、

20) 巻・51)の武忠の項を示すと次のようである(~~~線は筆者)。 『下毛野氏系図』(京都大学附属図書館所蔵菊亭文庫 請求番号 菊

御鷹銅 ||武忠|

同心近季

競馬上手

|二条殿は藤原師通を示す

之宽和間」に作る。 『大日本史料』は「代」とするが、平松本・柳原本・坊城本ともに

「氏」に作る。 『大日本史料』は「高定」とするが、柳原本・坊城本や『叙位尻付

抄』は「高宗」に作る

よみを再検討すべき点がいくつか指摘できる。 した部分にも、平松本・柳原本・坊城本等によって『大日本史料』の 『叙位尻付抄』では「定」の字は明らかである。なお、この他、 『大日本史料』は「済匚」とするが、平松本・柳原本・坊城本や「定カ)

省略したが、 叙位聞書の部分に示された如く、 従五位下では、「二条 うな「院宮給」の一般例については、『江家次第』巻二叙位の他、須田 って叙爵された(20)藤原実任まで十人が叙されている。なお、このよ 院御給」によって叙爵された(11)源仲季以下、「前女御基子給」によ 諸院・諸宮の申文による叙爵の部分については注20に述べたように

30) 原通俊である。 日記の記主は、 当時右大弁であり、この日に叙位の執筆を勤めた藤

雑色、

殿、競馬揚馬上 官人、帰司参京極 殿官人、白河院 官人、後二条 京極殿番長、

手、知己散所

(31) 即位叙位部類』により一部改めた。 えるが省略した。なお、注⑪参照 この間、「院宮」の申文による叙爵 (「諸宮御給」) に関する記事がみ 『通俊卿記』は注⑮にも引用した平松本と柳原本及び坊城本の『御

33

34)

- 「取」に作る 『大日本史料』は「家」とあるが、平松本・柳原本・坊城本ともに[衆カ]
- 能性も想定される。 「二通」の誤りか。なお「件氏長者挙」は「伴氏長者挙」の誤写の可 「件氏長者挙二通也、」 とある部分と相違するが、 前者の「三通」は これ以前に「下ҧ給伴・佐伯・和気・百済等申文、各三通」とあり、
- 宗」.とよむべきである。 十八紙裏にみえる抜割様の記載に「元宗、申』佐伯氏母ご」とあり、「元 「元宗」とする。また、本文に後掲する『為房卿記』の「裏書」の第 『大日本史料』は「元□」とするが、平松本・柳原本・坊城本ともに

- 号・5号 一九八三年・一九八四年)参照 春子「准后・女院の乱立と『院宮給』」(一・口)(『古代文化史論攷』 4
- (ママ) 宗清が叙された。 式部省の省挙は源宗俊を推薦したが、摂政藤原師実の意見により源
- 「知實」については、『叙位尻付抄』の

従五位下伴朝臣知実、陰陽允「応徳四年」 陰陽允

には叙爵されたことが知られる。 **叙位で叙爵を申請し、叙されなかったものの、翌寛治元年の正月叙位** との記載より、この人物の氏名は伴氏であり、応徳三年十二月の即位

- はじめに注⑩前掲字根論文参照
- ⑩ 策労とは対策之労ともいい、文章生に関する労のことである。労に 三号 一九七一年)参照。多くの場合、一定の勤務年数を指すことが ついては福井俊彦「労および労帳についての覚書」(『日本歴史』二八
- 注⑪参照
- 注⑩参照
- 注⑩参照
- 注⑩参照

物の一人に「従五位下佐伯朝臣元宗、氏、」とみえる。 本史料』第三編之一(補遺)には「宽治元年大嘗会」で叙爵された人 ⑩ 『本朝世紀』 寛治元年十一月十八日条。また、『叙位尻付抄』(『大日

- いは「禁野司小」」とすべきか。 柳原本は「禁野司少二」また坊城本は「禁野司小。」とする。ある(ヤマ)
- ◎ 上野利三氏は「百済王二人、以」禁野,日為」先」云々の部分について されている(上野利三「『百済王三松系図』の史料的価値について---たる禁野在住者に優先権があることを述べたもの」であることを指摘 律令時代帰化人の基礎的研究――」『慶応義塾創立一二五 周年記念論 名おり、禁野以外の一名は京都にいたが、先例により、「禁野司小口」 「恐らく、叙位に預かりうる有資格者が、この時の同氏一族内には二
- 叙位で「氏爵」に預かっていることが知られる(注⑦参照)。 和気義親は、『叙位尻付抄』によれば、 延久四年の白河天皇の即位
- 注②前揭橋本論文参照。

文集』一九八三年)。

- ◎ このような「競望」は十一世紀にはいってから顕著になるように思 われる(注回参照)。
- ◎ この他、京内在住の百済王氏の存在が指摘されている(注◎参照)。

#### 第二章 「即位」叙位・朔旦叙位と「氏爵」

では、 儀には、それに伴い叙位が行われ、その中で、伴・佐伯・和気・百済王の四氏に対し「氏爵」の授与も行われた。この章 天皇の代替りの儀式である即位式と大嘗会や十九年に一度、冬至と十一月朔日とが同じ日となることを祝う朔旦冬至の 第一章で得た即位叙位の実例についての理解をもとに、 それぞれの叙位の実態を「氏爵」を中心に、「即位」儀に

60

最も新しい例は、

表2は、

六国史より後の史料から即位叙位の実例を示したものである。管見によれば、叙位聞書により叙位全体が判る

後柏原天皇の即位叙位 (大永元[一五二一]年三月十七日) であり、その際、

伴惟幸・佐伯安治・和気博方

伴う叙位(即位叙位と大嘗会叙位)と朔旦叙位の二つに分けて検討することにする。

### 第一節 即位叙位・大嘗会叙位と「氏爵」

らの叙位の時に特に叙位をうける対象者を具体的に明示していないが、『江家次第』巻二の叙位によれば、 ることが知られる。『西宮記』巻一の五日叙位儀では「御即位・大嘗会・朔旦、 此外有ヒ預ィ叙位ィ事幻 とある様に、 かはれり、」とあり、 恒例の叙位に替る事なし、但、院宮の御給に当年の字をのせず、伴・佐伯・和気・百済の四姓に爵を給う事 即位叙位の「氏爵」の実態から検討する。一条兼良の『代始和抄』の 即位叙位の授与対象者は毎年正月に行われる通常の叙位の例に伴・佐伯・和気・百済の四氏が加わ の「御即位事」によると、「御即位の叙位の事、 常の叙位に これ

御即位

伴・佐伯、四門、和気・百済、功臣後或氏、

が通例になっている。では、 上四姓、 によると、 とあり、伴氏以下の四氏が「氏爵」に預かることが定められている。 御即位叙位必叙輩也、」とある。 このように院政期の即位叙位では、 既に伴氏以下の四氏が 崇徳天皇の即位式に伴う叙位で「氏爵」に預かった伴奉光・佐伯義定・和気貞相・百済為基の氏名に続き「已 かかる通例は一体いつ頃から定例化されいつ頃まで続くのであろうか。 また『朝隆卿記』保安四 (一二三三) 年二月十六日条® 「氏爵」に預かるの

百済王遠倫が従五位下に叙された例である。 反対に古い例では、 後三条天皇の即位叙位で、『本朝世紀』治暦四年七月十 九日条によると、 「氏爵」は院政期前後から、なんと驚くことに戦国時代まで行われ続けていることが判かる。 百済王基清・伴定政・佐伯頼職が叙されている例があげられる。 主に叙位聞書から知られる限りでは、

10 宽引 10·	48	986 寛和 2 7·22 (21)	984 永観 2 10·10 (8)	969 安和 2 9·23 (21)	967 康保 4 10·11 (9)	946 天慶 9 4·28 (27)	930 延長 8 11·21	897 寛平 9 7 ·13	887 仁和3 11·17	西 年 月・	暦号日
Ξ	粂	一条	花 山	円 融	冷泉	村 上	朱 雀	醍 醐	宇 多	天	皇
						平兼盛				王	氏
顕	基					国 光				源	14
			有 度			Δ	朝成			藤原	
						Δ	好古?		良 殖	橋	一爵
			忠陳?			忠則?	典職?			伴	
		Δ	Δ	Δ		保躬?				佐作	民
Œ	重					0				和负	題
慶	忠					興勢?				百済王	
					0			0		蔵	人
										式	部
				0						民	部
		0	0	0	0		0	0	0	外	記
							0			諸	司
										第	ŧ
										検非	堂使
										大	蔵
										左近	近衛将監
				03						右近	
										外 (馬)	
										前(前東宮)	
		0					0	0	0	院包	御
		0	0		0					三后	-
										内親王	
										女雀	p
						EO ( #r.		0		その	他
権·	申・	公·外 通	小・外押・通	≦:強	堂·外	即(吏・外・九)・貞・三	公∶外 三:歌	公・外	公·外	出	典

1158 保元 12·17		11 久美 10・	<b>₹</b> 2	11 永清 12・	台1	11: 保安 2·		31 第7		10 応行 12・		10 延夕 12・		10 治暦 7・	68 季 4 19	10 寛徽 4・	45 É 2 28	10 長ラ 7・	Ē 9	10 長和 2・	Д 5
= 4	条	後白	河	近	衛	崇	徳	鳥	羽	堀	河	白	河	後三	<u></u> -	後沿	泉	後夕	卡雀	後3	三条
資懷:	E	重能	ŧŦ	_	_	致为	ΈΞ			-	_			兼見	川王		-				
国	兼	_	_	基	行	景	貞			_				顕	仲					***************************************	
_		_	_	_	-	昌	隆			成	経			家	実						
成	登	-	-	助	真	知	行			光	清			惟	清				)		
職(	呆	行	親	知	経	率	光	1	************	済	定	済	俊	定	政						
久」	貞	忠	国	季	信	茂	定		)	信	髙	行	季	頼	職						
相(	呆	尚	重	定	世	貞	相			_	_	義	親	_	_			致	孝		
催 5	Ц	行	盛	忠	行	為	基			基	貞	基	行	基	清	基	明	昌	源	慶	運
0		C	)		)		)				)				)						
0		C	)		)		)				)				)						
0			)		)	(	)				)				)						
0			)		)		)		)		)				)						
0		C	)	_	_	C	)				)				)						
4			)	(	)	4				(				0.	(())						
_				_		_	-				)				)						
		_	_	(	)		<b></b>			_	_			_							
			-		_		)							-							
0		_	<b>-</b>	_		_	_				)			-	_						
_	_			_		_	-				)			_	_						
0		_	_		)		)							_							
			-	(	)		-			_					)						
_		_	-		_		)	_ (	) _		)			_							
0			) _	_		(	)		)	(	)			(	)						
0		(	<b></b>	(	 •	4			)		5			(	•						
0		_	-		)	<b>C</b>	) 		)	(	)			_	_						
0		_	_		_		)		? (	_				_							
兵		兵·	山	鬼	頁	中・	朝	中·公	水・	通· 申	尻・	尻·	申	世申	師· · 江	盽	3	範·	申	Ħ	3

1246 寛元 4 3・8	1242 仁治 3 3·15	1232 貞永1 12·2 (3)	12: 承夕 11·	ζ3	11 建/ 2・	ζ9	11 元版 7・	84 雪 1 24	11 治 4・	80 承 4 21	11 45 3	68 第3 15	11 永フ 7・		西年	手・号・日	<b>E</b>
後深草	後嵯峨	四条	後期	後堀河		們	後点	初	安	徳	髙	倉	六	条	天		皇
康維王			兼親	兼親王				資宗王		忠遠王		配	顕	竣王	E	=	氏
定氏			_	_	具	成	宗	信	定 成		_		_		源		7
基世			宗	教	忠	輔	基	貞	-	_	_	-	清	通	藤	原	20%
業 時				-	-	-	為	成	在	光	盛	 賢	守	Œ	棉	F	爵
良方	0		守	宣	親	重	基	方	季	衡	守	方	親	清	件	É	
秀時	0		教	継	忠	尚	盛	資	宗	直	定	兼	季	兼	佐	伯	氏
行 成	0		康	成	相	尚	類	家	相	光	相	貞	相	永	和	気	爵
光房	0		俊	光	岑	基	頼	里	時	里	元	宗	雅	国	百岁	ŦΞ	
0				)		)		)		)		)		)	蔵		人
0			_	-	C	)		)		)	(	)	_	_	式		部
0				)		)		)		)	(	)		)	民		部
0			C	)		)		)				)		)	外		記
_			_	-	_	_	_	_		)		)		)		史	
4 ·(())			_	_	0.	(O)	(	9		<u> </u>		)		5	諸	,	司
_			_	-	-	-	_	_	_	_	_		_	_		策	
_			<u> </u>	_		-	_	_		-				)	検	非 違	使
0			_	_	_	-	_	_	_	_	_				大		蔵
0			_	-	_	_	_	_	-	_	_		-		左	近	近衛将監
0			_	_		-	_				-		_	_	右	近	
6			_	-		)		)		)	(	) 	(	)		馬允	衛
–			_	-		-	_	_		)		)		-	前(前東	宮坊夕	坊 ▷進)
_			_	-	_	-			_		_		_	_	院	宮	御
_			_	-	(	)	_	_		)		)		)	Ξ	后	御
0			©	)	(	)	_		_	_			_	_	内翁	王	給
				)		)		)		)		)	_	_	女	御	
0		0	_	-	_		_	_	-	_		)	_	_	そ	の	他
平	二条	地下	氦	ž	三長	・明	山.	·後	兵	・吉	1	Ę	Ц	Ц	出		典

儀	式	書	1560 永禄 3 1·15	1521 大永 1 3 ·17	1429 永享1 12·13	1349 貞和 5 12·21	1337 建武 4 12·24	1301 正安 3 3·16	1288 正応 1 3・8	1274 文永11 3·26
叙 位	五日叙位儀	五日叙 位儀	正親町	後柏原	後花園	崇 光	光明	後二条	伏 見	後宇多
0	0	0		富親王		資勝王	清方王	経重王	清雄王	
0	0	0				定 良	具 世	_		
0	0	0		氏 繁		宗 相		俊 藤	教 宣	
0	0	0		殖在			以 豊	宣兼		
Δ				惟 幸	保方	守 朝	基方	重尚	守 国	秀方
Δ				安治	豊 久	盛教	景久	清 長	光 邦	重 職
Δ				博 方		冬 成	仲 基	文 成	師敦	
Δ_				遠 倫		高延	能清	吉 清	貞 秀	
0	0	0		_		0	_	0	0	
0	0	0		0		<del>-</del>		0	0	
0	0	0		0		_	0	0	0	
0	0	0		_			_			
0	0	0				_	_	0	_	
0	0	0		0		0	0	0	0	
Δ		Δ						_		
0	0	0		_					_	
Δ	0	0				_			_	
0	0	0		******		0	0	0	0	
0	0	0		0		0	0	0	0	
0	0	0		0.(0)		•	•	•	0	
							_			
0	0	0							_	
0		Δ							0	
0						6	0	0	4	
, 0		Δ		_			0			
	内 記	内 記 大臣家令	•	0		©	0	0	5	
江家次第	撰集秘記	西宮記	言	除	続・永	E.	玉 英	業	勘	妙

〔出典略称〕 公、『公卿補任』。 外、『外記補任』。 三、『三十六人歌仙伝』。 歌、『中古歌仙三十六人伝』。 即(吏・外・九)、『即位部類記』 所引 名を記した。また、○内は外従五位下、△は叙頤の可能性があることを示し、一は、叙頤が行われていないことが確実であることを示す。 世、『本朝世紀』。帥、『帥記』。尻、『叙位尻付抄』。通、『通俊卿記』。 中、『中右記』。 水、『水牙記』。 朝、『朝隆卿記』。 頼、『頼菜記』。兵、 平、『平戸記』。妙、『妙槐記抄』。勘、『勘仲記』。業、『業資卿記』。 閩、『園太暦』。 『兵飽記』。山、『山槐記』。吉、『吉記』。後、『後鳥羽院即位記』。 三長、『三長記』。 明、『明月記』。 『吏部王記』・『外記日記』・『九条殿記』。貞、『貞信公記抄』。小、『小右記』。権、『権記』。申、「交野禁野司百済王氏人申文」。範、『範国記』。 ○印は、叙爵者がいたことを示す。◎は二人、⊙は三人を示し、それ以上はその人数を数字で示した。なお、氏爵・「氏爵」は、その 統、『続史愚抄』。 永、『永享大嘗会記』。 除、『除月執筆 家、『家光卿記』。 地下、『地下家伝』。

記』。言、『言継卿記』。押、『押小路家家伝』。江、『江記』。二条、『二条資季記』。

仰来云、 和気氏の「氏爵」に関しては、『貞信公記抄』天慶九(九四六)年四月二十七日条に「御前、 三条・後朱雀の両天皇の即位叙位でそれぞれ「氏爵」に預かっていることが判る。そして、人名は定め難いが、百済王氏・ て「諸官・諸氏爵、 寛弘八(1〇11)年の三条天皇の即位叙位以降は殆ど「氏爵」に預かっている。また和気氏は『権記』寛弘八年十月十九 日条や『御堂関白記』長和元 (一〇一二) 年閏十月十四日条、さらに『範国記』長元九 (一〇三六) 年八月二十二日条により、 るを得ないが、 百済・和気氏爵事云々」とあり、また『吏部王記』天慶九年四月二十八日条によれば、 治暦四年より前では、即位叙位の際の叙位聞書が残っていないという史料的制約のため、断片的な史料に頼らざ 表2にも示した如く、即位叙位の「氏爵」がある程度知られる。まず、百済王氏は先述の「申文」により、 皆被「叙、」とあるので、百済王・和気両氏の「氏爵」は確実に行われた。 有:叙位議、晚頭、 この日の即位叙位につい 随時朝臣蒙

は、 先に引用した『吏部王記』から考えて、天慶九年四月の即位叙位では和気・百済王両氏のみならず、伴・佐伯両氏も「氏 れたことが知られるので、円融・花山・一条のいずれかの天皇の即位叙位で「氏爵」に預かったと考えられ、 次に伴氏・佐伯氏について言うと、『通俊卿記』にみえる「氏爵」に預かった佐伯信高の祖父は安和・寛和の間に叙爵さ に預かったらしい。 『小右記』永観二(九八四)年十月九日条より花山天皇の即位叙位で「氏爵」に預かった可能性が指摘できよう。 一方、

る即位叙位

|の叙爵者と対応関係が判るように纏めたものである。

それによると、『日本三代実録』(以下、『三実』と略す)よ

表2と同じ方式で院政期を典

表3は、

九世紀

の即

はさらに遡れるように思える。 で従五位下に叙される者の固定化がいつ頃から形成されてゆくのかという問題とも関連しよう。 和気・百済王の四氏が揃って従五位下に叙されていれば、 以上の様な「氏爵」 この様に天慶九年の村上天皇の即位叙位では、 の傾向や典型例からみると、 また、 かかる問題は先に示した院政期の叙位聞書や儀式書にその典型例がみえる即 例えば「氏爵」という尻付や叙位聞書が残っていなくとも、 既に伴氏以下の四氏への「氏爵」 「氏爵」の授与とみなしてもよい場合も想定され、 が行われていたと想定される。 伴 その始まり 位叙位 佐伯 そして、

時期を解明するためには、 の氏爵の成立は九世紀末頃であると指摘されている。 仁和三年十一月の即位叙位で橘良殖が叙爵をうけていることが判る。 即位叙位から続けて叙されていることが知られる。 位での叙例が判ることが多い。 更に諸院・諸宮の 氏への氏爵、 家次第』の通常の正月叙位に示された例とほぼ同じ様に、 先述の如く即位叙位全体が判る古い例は治暦四年や第一章で詳述した応徳三年の例であり、これらは 蔵人・式部・民部・外記・史などの巡爵、(補注1) 一給 .位叙位で従五位下に叙された人物を氏名や官職を考慮に入れ、 (御給)」などにより構成される。 さらに遡り、 それは表2にも示したが、六国史より後の史料では仁和三(八八七)年十一月の宇多天皇の 九世紀の即位叙位記事を検討する必要がある。
『されている。従って即位叙位の叙爵者の定例化の時期、 また橘氏の氏爵は 諸司の「労」、そして、 これらのうち、 伴氏以下の「氏爵」 宇根俊範氏は通常の叙位で、 『公卿補任』延喜十九 (九一九) 年条によっ 例えば外記の場合、『外記補任』によっ の他、 武官(左右近衛将監・外衛・馬寮)へ 基本的には、 ひいては 王·源 Ŧ 源 『西宮記』 · 藤原 氏頭 藤原 て同じく て即位叙 の叙爵 P 橘各氏 0 江 几

り前 い記事を中心に検討を加える。 の史料では、 にみえる即位叙位とは異なり、 編纂基準 の違い から、 件氏以下四氏の「氏爵」 叙位当時の位階のみで官職が不明の人物が多いが、 の成立は窺えない。 よって、 氏名は判るので、 以下、 三美 の即位 明らかに 叔位

〔出典 につ 取由 理由	884 元度 8 2·23	877 元慶1 1・3	858 天安 2 11·7	850 嘉祥 3 4 ·17	833 天長10 3・6	823 弘仁14 4·27	西 暦 年 号 月・日
、田典略称」についてについている。『日本	光孝	陽成	清 和	文 徳	仁 明	淳 和	天 皇
海 一 えらは		高尚王	広山王	_	_	楠野王	王民
類史、『類聚国史』。統後紀、『統三代実録』以前では官職が記され。二代実録』以前では官職が記され。二代実録』と文の紹介――」は確実に存られるものを示す。一は確実に存られるものを示す。一は確実に存	令有〔数位〕 (表述) (本述	保唱	有〔散位〕	_			源
楽国史」。 一般』 逸一 ではは、 一般』 のでは、 一般では、 一をは、 一をは、 一を 一を 一を 一を も 一を も 一を も も も も も も も も も	時 佐 〔散位〕	南 雄 〔散位〕	(安 房) (永 谷)	諸 藤	勢 多 雄 高仁・宗能	越雄・安永 輔嗣・春継	藤原
E ~	秋 宗 〔散位〕	長 茂 〔大舎人〕 大允		休 蔭	常道		橘
統後紀、『続日本後紀』。文徳、『日職が記されず、不明なものが多いの紹介――」(『高橋隆三先生喜寿却の紹介――」(『高橋隆三先生喜寿却一は確実に存在しないことを示す。	忠 行 〔大蔵大丞〕	春 雄 〔散位〕	益 友 〔淡路守〕		_	(大伴)真臣	伴 (記
『続日本後紀』。という「に存在しない」というに存在しない」というに存在しない」というにある。	春 滝 〔散位〕	春 継 〔散位〕	真 利 〔中務大丞〕				佐伯
日本後紀』。文徳、『日本文徳天皇実録』。三実、『日本三代実録』。 ず、不明なものが多いが、他の史料により叙爵当時の官職をできるだけ補った。他(『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』一九七〇年)によって補った(表行しないことを示す。また、元慶元年の場合、飯田瑞穂「尊経閣文庫蔵『類聚国へ(但し、蔵人以下は省略)。)で囲った氏名は外従五位下に叙されたことを示す。	時人〔散位〕	(時 人) (左衛門) 大尉					和気 爵
徳が書を以下				_			百済王
『日本 野京記 は省	藤原末並		藤原山陰				蔵 人
生た、他の 会論集 また、他の	0	0	0				式部丞
光天皇 光 元 で	0	0	_				民部丞
実 科瓦度 曲っ	(())	(0)	_				外 記
なり なり た氏	(())	(0)	(0)				左大史
文徳、『日本文徳天皇実録』。三実、『日本三代実録』。ものが多いが、他の史料により叙爵当時の官職をできた生喜寿記念論集、古記録の研究』一九七〇年)に上た生喜寿記念論集、古記元年の場合、 飯田瑞穂「尊経とを示す。 また、元慶元年の場合、 飯田瑞穂「尊経入以下は省略」。()で囲った氏名は外従五位下に叙さ	0	-	0				大蔵丞
当一外日時力飯従		0	0				内蔵助
日本三代実時の官職を仮田瑞穂「	0	0	0				主殿助
代実得をが	0	0	(0)				直講・助教
いきないによる		(O)	0	(0)			博士・陰陽
だけってい	(O)	4 · (())	0.00	0			諸 司
『日本三代実録』。 『時の官職をできるだけ補った。他は表一九七〇年)によって補った(表5も1仮田瑞穂「尊経閣文庫蔵『頻聚国史』	0.(0)	0	(O))				左近 近衛将
ただ類示金級す	0	(0)			0		右近   将
。他は表2に同 (表5も同じ)。 (表5も同じ)。 (表 1 を 1 が出紙		•	0		0		外 衛 (馬寮)
表記しては他に	0.(0)	0.(0)	0	0			その他
他は表2に同じ。《は他に叙函外の》は他に叙函ののでは、《日本》のでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、」」には、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、」には、「日本のでは、」には、「日本のでは、」には、「日本のでは、」には、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、」には、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、」」には、「日本のでは、「日本の				5 · (2)	3 · (1)	4 · (1)	不 明
ら 4 万 時	20 · (5)	23 · (7)	14 · (3)	9 · (3)	9 · (1)	10 · (1)	叙済者の 合 計
	三 実	三実・類史	三 実	文 徳	続 後 紀	類 史	出典

位における「氏爵」の成立も同様な過程を辿り、 氏爵はもとより、 れる様な定例のもとが形成されてゆき、遅くとも十世紀初め頃には定着したと考えるのが妥当であろう。 の「氏爵」についていえば、 まず伴氏以下の 部にみうけられるが、 諸省・諸司の巡爵、武官の叙例も対応する例が多いことに気付く。従って、いまだ完全に定着していな<sup>®</sup> 「氏爵」では百済王氏を除く伴・佐伯・和気の三氏は叙爵に預かった例がかなりあり、 清和天皇の即位叙位の頃から恒例となったといえよう。 即位叙位で叙爵をうける対象者は、 最終的な定例化は十世紀初め頃であると思われるが、 清和天皇の即位叙位以降、 次第次第に院政期にみら 特に伴・佐伯両氏 王氏以下四氏 そして、 即位叙

次に、大嘗会叙位についても同様な検討を加えることにする。

下の「氏爵」は即位叙位と異なり、全くみえなくなる。 大嘗会叙位の場合はこれに悠紀・主基両国の国司が加わる。 である。それらによると、 「氏爵」についていうと、 大嘗会叙位の際にも「氏爵」が叙されるのは先述したが、表2同様、六国史より後の大嘗会叙位の実態を纒めたのが 叙位閗書によって大嘗会叙位の全体が判る初見は、管見では治暦四年で、その他は全て院政期やそれ以降 伴氏と佐伯氏しかみえず、それも管見では、仁安三 (一一六八) 年の大嘗会叙位を最後に伴氏以 蔵人や式部など諸省・諸司の巡爵及び諸院・諸宮の「給 また、王氏以下四氏の氏爵もある。 (御給)」は即位叙位の例と同じであり、 そして、伴氏以下四氏 表

清和 要がでてくる。 徳天皇の大嘗会叙位からほぼ定例化されているといってよいであろう。また、 諸宮の 六)年と長和元(一〇一二)年に行われており、また、外記の巡爵は宇多天皇の大嘗会叙位まで遡ることが知られ、 「 方、十一世紀後半以前の大嘗会叙位をみると、百済王氏の「氏爵」は「申文」の「近例」にみえるように寛和二(九八 一天皇の大嘗会叙位からかなり定例化されているといえよう。 (御給)」も寛平九年の大嘗会叙位まで遡ることから、 その実例を示したものが表5であるが、叙例を検討すると、王氏以下四氏の叙爵は仁寿元(八五一)年の文 即位叙位と同様に『三実』やそれ以前の例を検討する必 しかし伴氏以下四氏の「氏爵」 式部以下の諸省 諸司 はいまだ定例化されたと 'の巡爵は貞観元年の 諸院

1000	1010	006	005	070	046	000	907	000	THE .	17.72
1068	1012 長和1	986 寛和 2	985 寛和1	970 天禄 1	946 天慶 9	932 承平 2	897 寛平 9	888 仁和4	西 年 -	唇骨
11.21	11·21 (20)	11.10 (17)	11·21 (19)	天禄 1 11·20	11.19	11.16	11.23	11.25	年 月・	Ě
後三条	三条	一条	花 山	円 融	村 上	朱 雀	醍醐	宇 多	天	皇
秀員王									王	氏
経 兼									源	120
基 信									藤 原	107
貞国									橋	爵
									伴	_
政輔									佐伯	氏
									和気	爵
	良 運	與 元							百済王	
0									蔵	人
0			*******************************						式部	丞
0									民部	丞
0		0		0	0	(0)	0	0	外	記
0									史	
0									諸	司
0									検非達	使
0								0	大蔵	
									左 近	近衛将監
									右 近	<del>`</del>
									外 (馬允	衛)
				0					院宮	7.0
•	0		0				0		三后	御
0		0						ı	内親王	給
			·						女 御	
8 · (5)			0	0	~~~	0			悠 紀	国
8 • (5)									主基	司
(0)				03					陰陽・2 ・明法	主
									その	
世	公・申	公·外·申	公	公·外·三	外	公・外	公·外	公·外·古	出	典

〔出典略称〕 表2に同じ他、中外、『叙位記』所引『中外記』。為、『右中弁為親記』。 古、『古今和歌集目録』。〔凡例〕 表2に同じ。

	-							1142 1108				
1301	i	1242	1212	1168 仁安3	1166	1155 久寿 2	1142   康治 1		1087 寛治 1			
正安	3	仁治 3 11·12	建暦 2 11·11	11.20	仁安1 11·14	11.22	11・14	天仁 1 11·20	11.18			
後二金	条	後嵯峨	順徳	高倉	六 条	後白河	近衛	鳥羽	堀 河			
資兼:	E	兼行王		忠房王	兼季王	行資王	実広王		行季王			
顕こ	文	定成			 清 信	国 長	光俊		国貞			
季】	房	雅俊	<del></del>	尹 成					宗 輔			
氏約	圣	以 氏		盛 方	元 隆		親盛		師俊			
_				則宗		<del></del>						
_		-	_	_					元宗			
<u> </u>			_		_							
_							_					
0		0	0	0	0	0	0		0			
0		0	0	0	0	0	0		0			
0		0	0	0	0	0	0		0			
			0	0	0	0	0	0	0			
_			_	0		0	0 0		0			
0		8	@·(O)	•	7	•	•		0			
_				_		_	0		_			
_			_				_					
0	-1	0	_	_		_			_			
0		0	_	_			0					
•		10	0	_	•			0?	0			
0				_					0			
0				_	0	0	0		•			
•		0	0	0		_	0		•			
_			0		0				_			
9 · (	1)	8 · (2)	10	8 · (1)	6	10	10	0?	11 · (1)			
9 · (	1)	7 · (3)	10	9 · (1)	10 ?	12	11		9			
_					0				0			
_			_	0			0		0			
正		平	明	兵	兵	兵·山·為	世・中外	中	世・尻			

859 貞観 1 11·19	851 仁寿 1 11·26	833 天長10 11·18	823 弘仁14 11·20	810 弘仁 1 11·22	808 大同 3 11·17	西暦 号月・日
清 和	文 徳	仁 明	淳 和	嵯 峨	平 城	天 皇
久 須 継 王	栗田王	氏雄王 豊前王	永 野 王 占 野 王	貞 代 王 御 井 王	新城王	王
撰・治	至			_		源
岑人〔散位〕	良世・藤河 真冬	高扶	野継・永雄 伊勢雄	賀祐麻呂·文山 葛成·浜主	弟  葛	藤原 爵
忠宗〔散位〕	宅 主	宅 継		永 継	_	橘
_	春 世		浄 臣	-	_	伴鼠
_	_	_	_	弟 成		佐伯
	巨範・貞臣					和気 爵
俊聡[丹波] 権掾]			_			百済王
藤原国経	***************************************					蔵 人
0						式部丞
						民部丞
(0)	(0)					外 記
(0)						史
0						内 記
0						内 蔵
0						主殿允
	***************************************					助教
0						博士・陰陽
						皇太后宫少進
◎ · (◎)						諸 司
(0)	0					左近 近衛将監
0 · (0)						右近
4			***			外 衛
〇・(〇)(三河)						悠紀国
(〇)〔美作〕						主基司
4						その他
	12 · (4)	8 · (2)	5 · (2)	10 · (4)	6 · (2)	不 明
25 · (8)	22 · (5)	11 · (2)	11 · (2)	18 · (4)	8 · (2)	叙商者の合計
三 実	文 徳	続後紀	類史	後 紀	後紀	出 典

等を、

果、院	以上、	始まりが遡るのではないかと想定される。	は、百	く、九	は言えず、	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	884 元慶 8 11·25	877 元慶 1 11·21
政期		が	済工	世紀	ず、	五.	光孝	陽成
院政期頃の叙位聞書に典型例がみえる叙位の原型は、	広義の「即位」	3	百済王氏の「申文」などからみて遅くとも十世紀後半、	九世紀後半の頃は即位叙位でこれらの氏が「氏爵」に預かってまもないことと関係があろう。	大	四~五六一三 一九例〕〔出典略称〕	実雄王忠臣王	
叙		ので	T T	十の三	会	一略一秒	一応 臣 王	近喜・糺
位聞	位	はな	甲文	頃は	叙 位	九 八表	惟泉〔散位〕	春生〔散位助〕
書に		か	占	即位	大嘗会叙位の「氏爵」	一九八六年)参照。こので、大の大学では、一九八六年)	時生〔少判事〕	香富[右京]
典	叙位	ر اح	ど	叙	氏	参照	_	
望例	即	怨定	から	1型 で		照。他、		
がみ	超級	され	みて	これ	の 成			_
え	(即位叙位・大嘗会叙位)	る。	遅	5	の成立は十世紀以降のことと思われる。	後紀、	_	_
叙	大嘗		کے	氏	+	日本		
位の	会叙		十	がっ	世紀	『日本後紀』。	0	0
原刑			世紀	氏爵	以		_	0
差は、	の実		後	2~	0	なお、	0	. (0)
	態			預	こ と	外記については中野高行	(0)	(◎)
和	検		他の	かっ	と思	にっ	0	0
大皇	討し		叙	てせ	心わ	いて		0
の頃	~		位の	まも	れる	は中		_
かか	氏网		傾向	ない		野鳥	0	_
ら始	<b>原</b> 于		かか	こレ	それは、	_	0 - 0	(0)
まり	の成		ら考	کے		経盟	0	0
,	立時		えて	関係	即位	文庫	0	5 · (③)
氏器	期		他の叙位の傾向から考えて、恐らく、	がな	叙	所蔵	0	0
<b>貝寸</b>	を中		芯ら	めろ	位 と	外	0	0
につ	心				大	記補欠	0	0.(0)
4	解		+	大世	会	1.5	◎〔伊勢〕	4〔美濃〕
6	明を		世紀	会	叙 位	補訂	⊙〔備前〕	⊙〔備中〕
清和天皇の頃から始まり、「氏爵」についていえば、	試る		र्ड द्या	叙位	の 日		0	4
•	た。		め	での	は	史学	_	_
九世	そ		頃に	大嘗会叙位での「氏爵	比 較	「導経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂」(『史学』五五ー	24 · (1)	29 · (8)
九世紀後	の実態を検討し、「氏爵」の成立時期を中心に解明を試みた。その結		十世紀も初め頃にその	<b>以爵</b>	即位叙位と大嘗会叙位の日は比較的近	五	三実・類史	三実・類史

县 半から十世紀初め頃にかけて次第次第に定例となっていったと思われる。 節では朔旦叙位における「氏爵」の実態を考察するが、その前に、朔旦冬至とは如何なる行事で、いつ頃から始まるのか 百済王氏の「申文」にみえる様に、 防政其頃の総位国書に典理例かみえる総位の原理に 桃裕行氏の研究をもとに簡単に説明する。 第二節 朔旦叙位と「氏爵」 朔旦冬至に伴う叙位(朔旦叙位)でも「氏爵」に預かることが定例とされていた。 清和天皇の頃から始まり 一月預」 九世紀後 本

11: 大浩 11·:		1088 1069 寛治 2 延久 1 11·17 11·22		1050 永承 5 11·13		10 長ラ 11・	31 ī.4 15	99 正暦 11・	季4 12	97 天廷 11・	74 近2 18	95 天涯 11・		85 昌刻 11・	98 医1 21	西角	: .	暦号		
崇	徳	<u>(</u>  堀	26) 河	後三		後半		後-	後一条		<u>15)</u> 条	円融		村上		融 醐		天		皇
						4-7-11						ļ						E	=	_
		師	時															渡	Ę	氏
																		藤	原	
																		桥	ŧ	爵
																		件	4	
																		佐	伯	民
成	世	秀	成															和	気	. 爵
		惟	基	興	房	興	任	宗	照					藤	運	<u> </u>		百分	狂	<u> </u>
			)						***********									蔵		人
																		式		部
																		民		部
											)			((	)) ——			外		記
																			史	
																		諸	t . F	司 野
							)							····				直部(思	博士	<u>+</u>
																			博 法博	
			) ——															大	``	蔵 正近
				_														左右	近 近	近衛将監
							<del></del>											外		衛
																		( 院	馬允宮	) 
										****								三	后后	御
																` 		内第		∆ف
									****						***************************************			女	御	給
												(						その	他・	 不明
朔(	外)	尻・ク	<u></u> -	E	3	申	押	E	þ	ŋ	<b>}</b>	1	公	外:	申	公	• 外	出		典

れをうけて天皇は紫宸殿に出御し旬儀を行う。その後、十一月中辰の日、毎年の年中行事である豊明節会の日に、 る朔旦冬至も十九年ごとに廻ってきた。十九回帰年(=二三五箇月)の長さは「章」と呼ばれ「一章一九年七閏」 ことから、 「旦冬至は十九年に一度、 十九年間に七回閏月を置くと、 冬至と十一月一日が一致するため大変めでたいとされ、十一月一日に公卿が賀表を上り、 朔望月と回帰年との関係がひとまわりした。従って、 年と月の共通の起点であ といわれた。

くことで調節した。そして、 と巡りである朔望月と太陽の一周天である回帰年とを組合せ、 朔旦冬至は冬至と十一月朔日とが同じ日となることを祝う行事である。 [出典略称] 表2の他、二、『後二条師通記』。 十九回帰年の長さと十九年の間に七箇の閏月を置いた二百三十五朔望月の長さがほぼ等 朔 (外)、『朔旦冬至部類』所引『外記記』。 清、『清原重憲記』。 康、 十二朔望月が一回帰年より十日ほど短いのを閏月を時 太陰暦(太陰太陽暦)では、

『康富記』

太陰(月)

の月相

々置 0) Ď

1240 1221 1145 1449 1411 1392 明徳3 12·5? 仁治 1 11·12 久安 1 11·18 応永18 12·18? 承久3 11·16 宝徳1 12·12 表2に同じ 後花園 後小松 粂 後堀河 沂 衘 後小松 呵 益久王 光弘王 資親王 輔実王 経 春 具 氏 定 俊 俊 実 兼 傪 基 重 0 済 Æ 貞 経 0 相 0  $\bigcirc$  ?  $\bigcirc$  ? 茂 成 邦 成 村  $\bigcirc$ 拡 兼 ()? ()?  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ ()? 0  $\bigcirc$ 0 0? 0  $\bigcirc$ 0 0  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 0 (•) 0 0  $\bigcirc$ O 0 0 0  $\bigcirc$ 0 0 22 康 平 家 清 康 康

詔して

叙位 (朔旦叙位) と赦を行い、節会の半ば、同趣旨の宣命が行われた。

朔旦冬至は暦の一つの「章」が新しく始まることを祝う儀式、いわば暦の「代替り」(「代始め」)

このように、

ほぼ十九年ごとに朔旦冬至が祝われ、それに伴い叙位も行われた。 (朔旦冬至)は天皇の支配する時間の「代替り」であり、天皇自身の「代替り」にも通ずる意味があったと思われる。 もみなせよう。 朔旦冬至の起源は中国にあるが、日本で行われるようになったのは、桓武天皇の延暦三(七八四)年からであり、 日本では古代・中世の間、 天皇が暦つまり時間を支配しており、 桓武天皇が朔旦冬至を採用したのは、 新しい「章」を迎える暦の「代替り」 百済王氏の本拠

地の交野で昊天上帝を祀る儀礼(郊祀の礼)を行ったように中国的な行事・思想の導入に積極的だったこととかかわると思

わ

これは『西宮記』巻一の五日叙位儀や『江家次第』巻二の叙位等にみえる通常の叙位で叙された諸省・諸司の巡爵、 (一一四五)年十一月十八日条にみえるのが古い例である。 旦叙位の実例を纏めたものである。叙位聞書などにより朔旦叙位全体が判る史料は少く、管見では『清原重憲記』久安元 「氏爵」がないことを除くと、同様のことが指摘できる。 諸宮の「給 (御給)」や王氏以下四氏の氏爵に、和気氏・百済王氏の「氏爵」を加えたものであることが知られる。 それでは、 鎌倉時代では承久三(一二二一)年や仁治元(一二四〇)年の朔旦叙位の例が知られるが、これらの場合、百済王氏への 第一節と同様に朔旦叙位についてその実態を検討することにする。表6は表2と同じ様に六国史より後の朔 その際、従五位下に叙された人々は、表6に示した如くであり、 その

(宝徳元年) の朔旦叙位では和気氏・百済王氏への「氏爵」が行われていた可能性が想定される。 之、当時、 「和気氏爵申文、 また、室町時代では、『康富記』宝徳元(一四四九)年十二月十二日条によれば、朔旦叙位の「氏爵」の申文に関連して、 不」聞」其人ごとあり、 付11氏上首明茂朝臣1出」之、百済氏申文、 かなり形骸化していたとはいえ、 局務被レ作π上之ト、明徳・応永如レ此云々、(メヤロ) 明徳三(一三九二)年・応永十八(一四一一)年と今回

879

元房3

成.

841

承和8

11.20

善永王 葛城王

高直

仲村麿

(O) ?

860

貞観2

興 我 王

好加

真宗[散位] 雄良[散位]

茂蔭[内舎人]

季範[大工] 大工]

貞恵(散位)

0

 $\bigcirc$ 

(())

(O)

(())

 $\bigcirc$ 

 $() \cdot (())$ 

0

(())

 $\odot \cdot (\bigcirc)$ 

(O)

(0)

0

6

 $\bigcirc$ 

 $26 \cdot (8)$ 

実

 $\equiv$ 

 $5 \cdot (6)$ 

 $11 \cdot (6)$ 

続後紀

和 1 阴

滸

822

弘仁13

嵉 峨

永上王

衛

卣 "主

氏 Τ

券 継 佐伯

11.26

त्रद 歴

年月 号日

天

Ŧ

瀩

藤原

繑

伴 (TE

和気

百洛王

式 部 永

民部丞

大 外 記

左大史

大蔵丞

内蔵允

大内記

直識・助教

陰陽・博士

皇太后宮

司

近衛 左近

衛 その他

> 計 典

諸

右近

外

不

叙爵者の 合 計

 $14 \cdot (4)$ 

 $19 \cdot (4)$ 

類 史 出 工

大

蔵

皂

즶

爵

X

〔凡例〕・ 〔出典略称〕 鴎 時影王 常人王[散位] 薩[散位] 表3に同じ。 長常〔前越前大掾〕 直房〔散位〕 貞樹[兵部大永] 承和八年の場合、 《是継〔参河権介〕》 教隆[右馬大允] 藤原氏は他に関主・岳雄がいるが、 この (C) 膊 蔵人か  $O \cdot (O)$ (『尊卑分脉』)。

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

 $(\bigcirc)$ 

(O)

 $\bigcirc$ 

 $(\bigcirc)$ 

0

4 · (©)

0

 $(\bigcirc)$ 

O · (O)

 $\odot \cdot (\bigcirc)$ 

 $25 \cdot (11)$ 

三実・類史

## は寛治二(一〇八八)年まで遡り、 百済王氏の「申文」

平安時代前期における朔旦叙位の叙贷者

(従五位下 酻

にみえるように百済王氏の「氏爵」 は天暦九(九五五)年まで遡る。

とあり、 娴 和 Ĥ "気氏" 久安元年より前はどうであったのであろうか。 和気氏のみが「氏爵」に預かることが示されてい 氏、 暦 道 暦 博 「氏爵」 、 る。 また の授与に限っていうと、 "叙位尻付抄" によれば和気・ 『江家次第』 百済王両氏への「氏爵」 巻二の 叙位によれば、

1050	1031	1012	993	974	955	917	898	879	879 860		822	803	784	西暦
永 承 5	長元 4・	長和1:	正暦 4・	天延2	天暦 9	延 喜 17	昌泰 1	元 慶 3	貞観2・	承和 8 .	弘 仁 13	延 暦 22	延暦3	年号
11	11	11	11	11	11	11 •	11	11	11	11	11	11	11	月
16	19	25	15	18	22	17	21	25	16	20	26	15	11	日
(氏々乃中尓治賜人も一二在)	(氏乃中东治賜人毛一二在)其功臣末葉、及才効著聞者、	其門藍久絶、才効著聞者、特	其功臣末葉、及才効著聞者、	其功臣末葉、及才効著聞者、	其功臣末葉、及才効著聞者、	其功臣末葉、及才効著聞者、	其門蔭久絶、才効尤著者、特	(氏々乃中尓治賜布人毛一二在) 実門陰久絶、才効先著者、特加,栄賞、	(氏氏乃中尓治賜布人毛一二在)其門蔭久絶、及功才早彰者、特科	(氏々乃中尓治賜人毛一二在)其門蔭久絶、及功才早著者、は	其門蔭久絶、及才效早著者、(イナ	能尽;;忠力;、先有;;煎効;者、性	王公已下、宜」加二賞賜、	叙爵対象者に関する詔の文言(括弧内は宣命の文言)
竹加,梁賞、以穆,朝章、	特加、栄賞、以穆・朝章、	特加:栄賞、以穆:朝章、	特加、栄賞、以穆、朝章、	特加』栄賞、以穆山朝章、	特加,栄賞、以穆」朝章、	特加栄賞、以穆朝章、	特加,栄賞、以穆,朝章、	二在) 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	在)	特加, 栄奨、 式暢, 龍光、	特加…崇班、用申』光龍、シ)	特加二爵賞、用申二宴館、		(言(括弧内は宣命の文言)
朔旦表	<b>朔旦表</b>	朔旦表	要略・朔旦表	要略・朔旦表	要略	新儀式 朔旦詔	要略·群戯	三実・要略	一	続後紀・要略	類史・要略	類史·要略	統紀·要略	出典

位の叙位聞書にみえる叙例とかなり似てお

「氏爵」についていえば、

百済王氏は

叙位の叙例は先に示した久安元年の朔旦叙観二 (八六〇) 年と元慶三 (八七九) 年の朔旦

此月中寅日、(十一月)

有『叙位識』、

|1令」草」之、草畢奏覧、

々訖御晝日、畢! 物忌( 丑日、有』此曰:

畢返給、下,,所司,如,常、

其文曰、

延喜十七年、

依少無川可」叙絶蔭者、

其儀訖、

奏二位記捺印之事」如、常、

具,似例,也、功臣之後等事

卯月、

詔書宣·

命等事

	1145	1107	1088	1069
(参		嘉承 2 . 11	第 2 · 11	延久 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
考	11 • 21	11 29	11 20	11 · 24
功臣末葉、ヤ	其功臣末葉、	其功臣末葉、	(氏々中尓一	(氏々中尓治賜·
r效著聞、特加:	及才郊著聞者、	及才効著叫者、	二在)	賜人毛 一二在)
栄賞、	将加1栄賞1以穆1	将加二栄貴」以穆二(特カ)〔党カ〕	特加:栄賞、以穆	特加二栄賞、以穆
	朝章、	朝章	朝章、	朝章、
江家次第	清原重憲記	本朝続文粋2	朔旦表	朔旦表

〔備考〕 長和元年は大嘗会と、嘉承二年は即位式と重なった朔旦冬至である。(延宵十七年)』。朔旦妻、『朔旦冬至賀妻弁[裏書』。(延宵十七年)』。朔旦妻、『朔旦冬至賀妻弁同詔本後紀』。三実、『日本三代実録』。 群戦、『朝野群戦』。朔旦詔、『朔旦冬至賀妻幷同詔〔出典略称〕 続紀、『続日本紀』。要略、『政事要略』。類史、『類聚国史』。続後紀、『続日

本の「氏爵」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記書されており、朔旦叙位の氏爵がこの頃にはよれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記よれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記よれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記に始まっていたことを想定させる。以上既に始まっていたことを想定させる。以上、大野」まれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記に、大野」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれ世紀後半から定列化しつつちったなの「氏爵」まれば、大野が定列化しつつちったない。

と考えられよう。 のことも考慮にいれると、伴・佐伯両氏は別として、和気・百済王両氏の「氏爵」は九世紀後半から定例化しつつあっ

していることが判かる。これに関連して『新儀式』第五の朔旦冬至事にみえる次の記事が参考となろう。 と思われる。 『朔旦冬至賀麦丼 裏書』 但し正確にいうと、 長和元(一〇一二)年を除くと、 それは朔旦叙位の詔の文言の変化に表わされている。 朔旦叙位の場合、叙爵対象者が特定の氏の出身者のみに固定化するのは十世紀に入ってからのこと 等により、 延喜十七(九一七)年を境に「其門蔭久絶」(ゆる者)から「其功臣末葉」 かなり連続的に残っている。そのうち、叙位対象者に関する文言は、表8に示した如 朔旦叙位の詔は、正史・『政事要略』(巻二五年中行事)・ (の者) に変化

詞言也、新嘗會日、御言南殿、給言下名言命行言叙位言事等、皆同言七日儀で

省元棄其

喜十七年から「功臣末葉」の文言が用いられたように、天皇家に功績があった特定の「功臣」の子孫が叙爵対象者となっ 位で従五位下に叙された人物をみると、 王氏以下の四氏 (氏爵) を除くと、 様々な氏に分散していることが知られる。 えていた氏の出身者が叙爵の対象者であった。表8に示したように、朔旦叙位の詔に「門蔭久絶」云々の文言がみえ始め® 身者を示していると思われる。 昌泰元 (八九八) 年以前の朔旦叙位では特定の氏の出身者に限定せず、「門蔭」が久しく絶 氏のうち暫く従五位下に昇る人物を出せなかった氏の出身者を叙することにあった。ちなみに、弘仁十三年以降の朔旦 るのは弘仁十三(八二二)年の朔旦叙位からであり、朔旦叙位が始まった当初の目的の一つは大変めでたいことなので、 この記事を参考にすれば、「門蔭久絶」えていた者とは、「絶蔭者」、 則ち久しく従五位下になることがなかった氏の出(補注)) かかる叙爵の傾向や方針は桓武朝以降の新興氏族の進出やかつての有力氏族層の没落とも関連しよう。ところが、延 Ī 叙

に預かる様になるのは十世紀初め頃と推定したが、これも十世紀初頭における朔旦叙位の変化と関連しよう。 は「即位」叙位での「氏爵」の成立とも関連すると思われる。なお、「即位」叙位で「功臣」とされる百済王氏が「氏爵 して朔旦叙位での「氏爵」の成立にも同じ傾向が窺え、叙爵対象者の不特定氏から特定氏(「功臣」)への固定化という傾向 この様に院政期に典型例がみえる朔旦叙位全体の叙例は九世紀後半から十世紀初めにかけて形成されたといえよう。

これら特定の氏だけに叙爵が固定化されていったことが窺えよう。た。『江家次第』巻二の叙位には、即位叙位に関してではあるが、

先述の如く和気・百済王の両氏が「功臣後」とあり、

- ① 『群書類従』第二六輯所収
- 照)。『撰集秘記』社第一章注②参照。 『撰集秘記』卷二の五日叙位議の記載も『西宮記』に同じ(表2参
- ③ 第一章注⑩参照
- 十二年後にして漸く行われた。 十二年後にして漸く行われた。
- ・百済王の各氏の「氏爵」申文も所収されている(伴・佐伯両氏の申七日条所収)にみえる「御即位叙位薄」参照。なお、伴・佐伯・和気七除日執筆記 ※4』(『大日本史料』第九編之十二 大永元年三月十
- この時、和気氏の「氏爵」はない。

文は第三章に引用した)。

7 6

件氏以下四氏への「氏爵」が戦国時代まで行われていたことと、そ

究の進展を俟ちたい。常の進展を俟ちたい。常の叙位も含め、鎌倉時代以降の位階制について新たな視角からの研索の叙位も含め、鎌倉時代以降の位階制について新たな視角からの研ということとは、別に検討しなければならない問題である。正月の通れが各時代においてどのような意味を社会全体の中でもっていたのか

- はじめに注⑩前掲字根論文参照。 宮崎道生「字佐和気使小考」(『史学雑誌』五六巻二号 一九四五年)、
- 論文参照)。 ® 上野利三氏は、この時に百済王氏の「氏쯝」に預かった人物を「散® 上野利三氏は、この時に百済王氏の「氏쯝」原以『九条殷御記』天 の 上野利三氏は、この時に百済王氏の「氏쯝」に預かった人物を「散
- の まったいで、 史の巡路の可能性も捨て切れない。 の まったので、 史の巡路の可能性も捨て切れない。 の この時、 伴忠陳が外従五位下から内階に叙されたが、 忠陳は太政官⑩ この時、 伴忠陳が外従五位下から内階に叙されたが、 忠陳は太政官⑩
- ① 『即位部類記』所引の『吏部王記』や『外記日記』の天慶九年四月 (領注3) 「即位部類記』所引の『吏部王記』や『外記日記』の天慶九年四別・ 「即位部類記』所引の『吏部王記』や『外記日記』の天慶九年四月
- ) はじめに注⑩前掲字根論文。
- 省略した。 ③ 八世紀の即位叙位では「氏爵」など特定の叙爵の明確な定例化傾向
- 氏爵は、清和朝以降行われるようになったと思われる。参照)より、即位叙位・大嘗会叙位・朔旦叙位での王氏以下四氏への参照)より、即位叙位・大嘗会叙位・朔旦叙位での王氏以下四氏への参照・橋両氏は仁明朝から叙蔚が続けられ、清和朝からはこれに王叟。藤原・橋両氏は仁明朝から叙蔚が続けられ、清和朝からはこれに王
- ⑩ 毎年正月の定例の叙位においても、遅くとも清和朝頃から同様の傾で表に示した。

- の研究に委ねたい。 があり、叙酹者の官職が不明なことが多いため断定はしかねる。今後的が窺える。 しかし、『三実』とそれ以前の正史とは編纂方針の相違
- 『本朝世紀』治暦四年十一月二十一日条。
- 『兵硊記』仁安三年十一月二十日条。

18)

(1)

- 19 表 4 参照
- ② 『外記補任』参照。
- 寿記念 日本古代史論苑』一九八三年)、また、同氏執筆の『国史大辞朔旦冬至──暦道・算道の争論と符天の問題──」(『遠藤元男先生頌)第一章注®前掲挑論文、同「保元元年の中間朔旦冬至と長寛二年の②)このうち、大谐会叙位では、和気氏への「氏爵」はない(第三章参照)。
- 『儀式』巻五の新嘗会儀には、「新嘗会儀、 若有」嫺且冬至」便行」叙位「」典』第六巻(一九八六年)の「さくたんとうじ゛嫺且冬至」の項も参照。
- ∞ 例えば、目崎徳衛「桓武天皇と怨霊」(同『王朝のみやび』 一九七い。 朔旦冬至は祝われなかった(注⑫参照)。従って、当然、朔旦叙位もな跡 承平六(九三六)年は暦を直して朔旦冬至とすることを怠ったため、
- 『消原重憲記』は平田俊春「本朝世紀後篇と権少外記重感記」(同八年)。
- るが、「輔実王 寛和」の誤りであろう。 見宮家本(写真版)で確認した。なお、平田氏は「輔実王 寛和」とす。 ・文献 ・文献 ・名が、「輔実王 寛和」とするが、「「相実王 寛和」とするが、「「「相実王 寛和」とするが、「「相実王 寛和」とするが、「「相実王 寛和」」とするが、「「相実王 寛和」の批判的研究』一九八二年)により、宮内庁書陵部所蔵伏

### 表 9 朔旦叙位の氏別叙爵者(従五位下)

氏 年	名 王	源	藤原	橘	伴	佐伯	和気	百	済王	林	貞江	真菀	紀	坂上	石上	小野
弘仁1	.3 С	)	0	0		0				0	0	0	0	0	0	0
承和	8 ©	)	•	0												
貞観:	2 C	0	4	0		0 0 0(0)										
元慶:	3 ©	0	9	0		0			0				0			
大神	文室	大原	〔 上毛	野	安倍	池田	笠	上	益日	1 1	部 善	友 在	原	大中臣	秋篠	巨勢
0	0	0	0((	))	0	0	0	(())	(0)	) (C	))					
												) (	)	0	0	0
	0	0			0											
(0)				~			(0)	+					)			0
名草	壹伎	多	和邇部	善善	世	泰 味	真 看	<b></b> 昏道	志斐	家原	原 興	道布	瑠	平清	原 官	· 野
				************										-		-
(0)	(0)	(())	(0)	((	) (C	((								J		
				-		(	)	0	0	0	C	) (	)	0 0	)	0
				***************************************											0	(©)
当麻	永原	石川	三善	- 多	米 :	六人部	肩卵	牙 消	<b>持根</b>	善道	忠世	桜井日	田部	阿保	惟良	良岑
				***************************************												
				Partner							***					
0	0	0	(0)	((	))	(0)	(0	)) (	0)	(O)	(0)					
				-									)	0	0	0
賀茂	吉備	下毛	野時	統	武射	山村	文	T	主	弟国语	#S				ä	ŀ
				Management											18氏(	4氏)
			anno v												8氏(	6氏)
					<del></del>							_			22氏(	8氏)
0	0	((	)) ((	 ))	(())	(0)	(C	)) (	0)	(0)					16氏(	10氏)

記号は表2・3に同じ。出典は表7参照。

- 所収)。 『家光卿記』承久三年十一月十六日糸(『大日本史料』第四編之一六
- ❷ 『平戸記』仁治元年十一月十二日条
- ⑩ 第一章注⑤前掲桃論文参照
- )『叙位尻付抄』(第一章注①参照)には

第日

和复日

從五位下和気朝臣秀成、1「寬治二年朔旦」

『大日本史科』第一百済王惟基

烈'。 とある(『大日本史料』第三編之一(補遺)寛治二年十一月十七日条絵

- になったものと思われる。 内階に叙されている。十世紀初め以降、外位から内階に叙されるよう内階に叙されている。十世紀初め以降、外位から内階に叙されるよう
- (~~楽筆者)。(~~楽筆者)。

閲覧に際しては加藤友康氏のお手を煩わせた。記して感謝の意を申し刻部分については、東京大学史料編纂所蔵の影写本によった。なお、『朔旦冬至賀表弁裏書』(醍醐寺報恩院所蔵)の『大日本史料』未翻・操・良・記・尋)がみえ始める。

- 『群書類従』第六輯所収
- 在、」とある。これは、朔旦叙位が始まった当初の特定の氏を叙爵の鉧 表8に示したように、宣命体の詔には『氏文中が 治賜布 人毛 一二

対象としなかった頃の方針を象徴的に示しているとも考えられよう。

- ③ 表9参照。
- 「功臣」については第三章参照。

38

# 第三章 「氏爵」の成立と「代替り」の儀式

替り」の儀式に伴って行われ始め、定例となっていったのかが問題となってくる。 れるが、「氏爵」の成立の問題ともかかわって、何故にもはや有力ではなくなった伴氏以下四氏への叙爵が天皇や暦の「代

前章までの検討により、「氏爵」を中心に即位叙位・大嘗会叙位・朔旦叙位の実態がかなり明らかになってきたと思わ

うが、伴・佐伯・和気・百済王の四氏は、 ① 王・源・藤原・橘の四氏に対する氏爵の授与理由については、既述のように有力氏族への特典ということで説明できよ 「氏爵」に預かり始める九世紀後半以降、社会的地位を下げており、王氏以下

考察することにする。 の氏爵と同様に考えられない。従って、本章では伴・佐伯・和気・百済王の四氏が「氏爵」に預かるようになった由来を

述の『江家次第』巻二の叙位や『叙位尻付抄』に「御即位」叙位の際は「伴・佐伯、宮門」とあること、 まず、伴氏と佐伯氏の叙爵理由については、表2に示した即位叙位の史料の尻付にしばしば「開門」とみえること、 更に、次に示す 先

『除目執筆記 突る』に引用される伴惟幸と佐伯安治の申文、がヒントを与えてくれる (~~線は筆者)。

正六位上伴朝臣惟幸誠惶誠恐謹言、

請殊蒙山天恩、 因准,先例、関,氏爵,状、

「右惟幸謹撿」案内、御即位叙位之日、当氏之輩、 関二栄爵一勤二開門之役、承前之例也、 望請、 天恩、 因准,,先例、被、叙,

從五位下1者、将4知1聖猷之莫大、弥励+奉公之功労+矣、惟幸誠惶誠恐謹言 永正十八年三月十七日 正六位上伴朝臣惟幸「申文(1五二)

正六位上佐伯朝臣安治誠惶誠恐謹言上、

請殊蒙;;天恩、 因准;;先例、被z叙;;従五位下;状、

右考』旧貫、御即位日開門、伴・佐伯之両氏参勤従事者、 定流例也、 毎度叙位之日、 賜:|叙爵|達:|微望| 因准ii先例i

被」叙:從五位下、可」遂:所役之忠功」者也、安治誠惶誠恐謹言上、

永正十八年三月十七日 正六位上佐伯朝臣安治

具体的にいえば、「開門」とは即位式の際に会昌門の開閉を行うことを指すと思われる。即ち、『儀式』巻第五の天皇即位儀 によれば、「乃開」章徳・與礼両門、伴・佐伯両氏各一人、不謂の者権等、各著二五位礼服、率二門部三人、写覧 與礼両門、居1会昌門内左右廂胡床、門部坐1於門下、(中略)両氏降5壇、北向立1門下、門部開5門、與礼両門、居1会昌門内左右廂胡床、門部坐1於門下、(中略)両氏降5壇、北向立1門下、門部開5門、 これより、 伴・佐伯両氏は即位式の際に「開門」の役を勤めたことにより叙爵されるのが「例」となっていたことが判る。 諸門共開、」とあり、 入」自い章徳

式』巻第三の践祚大嘗祭儀中によれば、「伴・佐伯宿禰各一人、開二大嘗宮南門、衛門府開二朝堂院南門、」とあり、 伴・佐伯両氏が各一人、「五位礼服」を着て門部を率い、 は大嘗宮南門の開閉の役にも供奉していたことが知られる。従って、大嘗会叙位の「氏爵」も「開門」という儀式での奉 (中略)供η奉開門幷久米舞」伴・佐伯宿禰主典以上各綿廿屯、 巻第四の践祚大嘗祭儀下には、「祭礼已畢、百官各退、 これら「開門」の役は、 即位式のみならず、次に示すように大嘗会の際にも伴・佐伯両氏が勤めたことが判る。 伴・佐伯宿禰閉川大嘗宮門」、(中略) 可」賜」禄者、 朝堂院の会昌門の開門に奉仕していたことが知られる。 散位幷蔭子孫等各綿十屯、」とあることから、 群π立禄床子南頭 即 佐伯両氏 ち、『儀

仕の役にちなむものと考えられる。

世紀後半には既に行われていたことが知られ、 佐伯氏も同様な傾向を辿る。 実際この頃から両氏が大嘗宮の「開門」の役を行うことが定例化したと想定される。 和守従四位上大伴宿禰古窓斐・左大弁従四位上兼播磨守佐伯宿禰今毛人、開門、」 時代末まで遡る。 にだしており、 おける「開門」 会の際に大嘗宮の開門は大伴・佐伯両氏が勤めていたことが判る。管見ではこれが両氏による「開門」の初見史料であり、 伴・佐伯両氏に率いられていた両氏と密接な関係のある氏の「門部」であったが、天慶九(九四六)年四月二十八日(18) かかる広義の「即位」儀における「開門」の役がいつ頃から始まったかについていえば、『儀式』 そのうえで「開門」の役を勤めていた。しかし、伴氏は応天門の変の後、 の始まりもこの頃に遡るのではなかろうか。奈良時代末では大伴(伴)・佐伯両氏は一族から有力者を廟堂 即ち、 『続紀』宝亀二 (七七二) 年十一月癸卯 (二十一日) 条には、「御, 太政官院、行, 大嘗会事、(中略) 大 更に、 九世紀段階では『儀式』に規定される様に、 さらに大嘗会の際に「開門」を大伴・佐伯両氏が行ったという記事は奈良 とあり、 これによって光仁天皇の大嘗 実際に「開門」を行った「門部」 また、 九世紀後半から没落してゆき、 確証はないが、 などにより九 即位式の際に は

この時

『外記日記』・『吏部王記』・『九条殿記』によれば、『

朱雀天皇の即位式 (延長八〔九三〇〕年十一月二十一日) では、伴・佐伯両氏は氏の [門部] をだせず、左右衛門衛府が [門部]

の村上天皇の即位関連記事が収載される『即位部類記』所収

をだすようになってゆく。これは伴・佐伯両氏の没落と関係があろう。

体は没落してゆくので、その後の「氏爵」授与には、「即位」儀に欠かせない特定の氏出身の奉仕者を確保するという側 面も生じてきたと思われる。 が光仁天皇の「即位」儀からであるとすると、即位叙位での「氏爵」が定例化し始める九世紀後半以降、 る反対給付として「氏爵」に預かったことが指摘できよう。 また、 先述の様に、「即位」儀への奉仕の役が恒例となるの 以上から、 伴・佐伯両氏は、天皇の即位式・大嘗会といった広義の「即位」儀(王位就任儀礼)における奉仕の役に対す なお、 伴・佐伯両氏が朔旦叙位の「氏爵」に預からないのは、「開門」の役のような奉仕の 伴·佐伯両氏自

役がなかったからである。

るが、 預かっており、『江家次第』巻二の叙位や『叙位尻付抄』、また表2に示した即位叙位の史料の尻付によれば、 われる。 が天皇の即位を宇佐神宮に報告・奉幣する「即位奉告使」(宇佐使)としての使命を果すようになったことも関連すると思い 断絶の危機を救った 国ニ早掃除T」との託宣をうけ、 愛をうけ皇位を望む道鏡の野心を阻んだ和気清麻呂である。清麻呂は宇佐神宮に使して「天之日嗣、必立n皇緒、 无道之人 あろう。和気氏で「功臣」というと思い起されるのは神護景雲三(七六九)年九月の所謂宇佐八幡神託事件で称徳天皇の寵 いう理由で叙されていることが知られる。「功臣後」とは先述の如く勲功があった者(「功臣」)の後裔・子孫という意味で では、次に和気氏が「氏爵」に預かった理由について検討する。 即位叙位で「氏爵」に預かったのは、更に、 「功臣」とみなされる。儀式書や叙位聞書の尻付等にみえる「功臣後」とはそのことを示すと思われ 帰京後、これを奏した。これにより道鏡の皇位への野望は断たれ、その後、清麻呂は皇統 かかる清麻呂の功績にちなみ、その後、特に九世紀後半以降、 和気氏は既述の様に即位叙位・朔旦叙位で「氏爵」に 「功臣後」と

妣 派 天皇が即位する時、 (中略) 其大幣者、三月之内、令:1修理1訖、」とあることにより知られるが、宇佐神宮に天皇即位の「奉告」がされ 伊勢神宮をはじめ諸道の名神に奉幣することは養老神祇令天皇即位条に、 「凡天皇即 位

即位が 仕したことのある者がいるか否かであった。 位以上が勤めることが記されている。清麻呂の死後、和気氏も次第に没落するが、九世紀後半以降、天皇即位の際、命 れている他は、 件役」者、」とあるように、 奉告のため宇佐使の役を勤め即位叙位の「氏爵」にも預かるようになる。 るようになるのは、『和気氏系図』に信をおけば、 :「奉告」された文保二(一三一八)年まで続けられた。この間、文徳天皇と陽成天皇の即位奉告が他氏によってなさゆ 宇佐神宮への即位奉告は殆ど和気氏によって行われている。そのため、儀式書等には宇佐使は和気氏の五崎 和気氏の「氏爵」に預かる条件は「功臣」である清麻呂の後裔であり、 桓武天皇の即位後からであるといわれており、その後、 『範国記』長元九(一〇三六) 年八月二十二日条 先祖に宇佐使の役に奉 後醍醐天皇の その

伴・佐伯両氏と同様に「代替り」儀式への奉仕の役、即ち即位儀に関連して宇佐神宮に天皇の即位を奉告する使 嘗会やそれに関連する儀式には奉仕の役がなかったからである。 物が実際その時に宇佐使となった人物と必ずしも一致しないことからして、即位儀に関連する行事・任務に奉仕する氏を の役を勤めていたためでもあった。「氏爵」の授与は儀式への奉仕に対する反対給付であると共に、「氏爵」に預かった人 儀式の断絶を防ぐという意味もあったのであろう。なお、大嘗会叙位で和気氏が「氏爵」に預からないのは、 和気氏は「功臣後」という理由で「氏爵」に預かるが、それは単に「功臣」の子孫であったことのみならず、

臣末葉」とは「功臣後」とほぼ同意で「功臣」の子孫のことであることは前章でも述べたが、和気氏が朔旦叙位において 位の叙爵対象者に関する文言が、延喜十七年を境に、「門蔭久絶」から「功臣末葉」に変化したことが参考となろう。 も定期的に一氏爵」 和気氏は朔旦叙位の「氏爵」にも預かったが、それは何故であろうか。これには先に示した表8にみえる朔旦叙 に預かる様になったのは、 恐らくは十世紀初め、 朔旦叙位の叙爵方針の一部変更により、 即位叙位と 功

同じく「氏爵」の授与対象者が「功臣」の子孫のみに限定されたからであろう。

巻二の叙位や『叙位尻付抄』、また記録等にみえる叙位聞書の尻付に「功臣後」とあるように、「功臣」の子孫であるとい は遅くとも十世紀中頃から(恐らくは十世紀初め頃から)「氏爵」に預かっている。和気氏と同様、百済王氏は、『江家次第』 では、最後に百済王氏が「氏爵」に預かった理由を検討する。百済王氏は朔旦叙位では九世紀後半から、「即位」叙位で

う理由で「氏爵」に預かっている。一体、百済王氏は如何なる理由で「功臣」と称されたのであろうか。

桓武天皇は天智系である父の光仁天皇が皇位に就いたことを強く意識し、光仁天皇の即位を以って新王朝の創始とする考 七日)条にみえる詔に「百済王等者朕之外戚也、」とある様に、百済王氏は天皇家の「外戚」と称せられるようになる。そ 桓武天皇の母の高野新笠は百済王氏の支族を称していた和氏出身であったため、『続紀』延暦九 (七九〇) 年二月甲子 (二十〇) ていた(「外戚」)ため、「功臣」として扱われたのであろう。 えを持っていたらしいことを考慮にいれると、百済王氏は、 第一章でも述べたが、百済王氏と天皇家が関係を深めるのは八世紀末の光仁・桓武朝から九世紀前半にかけてである。 桓武・平城・嵯峨朝にかけて、百済王氏より後宮に入った女性は多く、天皇家との関係は一層強まった。とりわけ、 桓武天皇の母(高野新笠)をだした氏(和氏)の宗家とみなされ

奉仕はみうけられない。 あろうか。儀式書や記録には、 さすれば、伴・佐伯・和気の各氏と同じく「即位」儀にかかわる儀式に対する奉仕と「氏爵」との関係はなかったので 禁野での供御と「即位」儀との関係はみいだせず、その他にも百済王氏の「即位」儀への

関係があること、 百済王氏に対する「氏爵」の授与の始まりとが何らかの関係を有していたのではないかと憶測している。 しかしながら、 百済王氏が「功臣」とみなされるようになったことが桓武天皇と関連することから考えて、 私は、先に指摘した様に伴・佐伯・和気の三氏には「氏爵」授与と「代替り」の儀式における奉仕とが

に伝えられている皇位を象徴するレガリア(神璽)の新帝への授与を行う儀式、 当時の「即位」 儀について注目されることは、 平城天皇の時から、 先帝崩御のその日、 所謂践祚の儀が制度化されたことである。 直ちに、 剣璽渡御、

天皇乃至その朝廷がこの制度を創出し、初めて実施されたのは桓武が崩御し平城「即位」の時からであったという。 そして、この剣璽渡御の儀は、 と呼ばれた。 践祚 :の儀が行われるようになったのは、奈良時代末期、 九世紀後半の陽成天皇即位の時から先帝譲位の際も行われるようになり、 皇位継承時に政治不安が昻まるなかで、 譲国 [の儀

るため、 などにみえ、 て、百済国の王位を象徴する宝剣が献上され、それが天皇位の象徴として大刀契中の護身剣と破敵剣の霊剣といわれ伝世 を大別すると、 二柄が含まれていたという。 天皇は百済国王を兼帯するようになったとする説、の二つに分類できよう。 口百済国の滅亡によって亡命した百済国の王族(百済王氏)から、倭国(日本)の「天皇」に彼らが臣従するのに際し 近年、 靈剣のうち、「護身剣」と称されるものには「歳在||庚申||正月、百済所」造」の銘文があったと伝えられてい 剣璽渡御の際には大刀契も新天皇のもとに渡され、 →この霊剣と石上神宮の所謂七支刀とを関連させ、 銘文入りの鉄剣の相次ぐ発見によって、この銘文は注目され、詳しい検討がなされている。それらの研究 このことは、『塵袋』第八雑物一の「行幸ノ時具セラルル大刀契ハ何テイノ物ソ」という条 大刀契の中には百済国より奉られたとの伝えをもつ霊剣 四・五世紀頃、百済国から倭国に伝えられたものとす

か、 れた霊剣を加え入れたのではなかろうか。 継承する者にその意識が受け継がれるようにとの意味も込めて、 係をもつ天智天皇の皇統であることを強く意識していたこと、 する和氏出身の高野新笠を母とする桓武天皇は、 こと、百済より進上されたという大刀契中の霊剣に関する所伝は平安時代中期より前には遡らないこと、百済王氏系を称の 両説双方とも部分的には正しいかもしれないが、私は、たとえ四・五世紀に倭国に伝えられ代々大王家に受け継がの 或は七世紀後半に亡命した百済王家の王族から献上されたにしろ、王申の乱によって紛失してしまった可能性が高 百済王氏より新たに宝剣が献上され、 桓武朝には高句麗を継承したとする渤海に対して積極的な政策がとられたこと 桓武天皇は自ら新王朝を始めたのだという意識もあいまって、 百済国滅亡後に再興を計る「救援」軍を派遣するなど百済王家と友好関 等を勘案すると、百済王氏が天皇の「外戚」と称された前 レガリアの一つである大刀契の中に百済王氏より進上さ 以後、 皇位を れる

に新たに加えたこともあり得ないことではない。さすれば、伴・佐伯・和気の三氏と同様、 が指摘されているが、このようなことからすれば、桓武天皇が百済王氏より贈られた霊剣を皇位を象徴するレガリアの中の 百済王氏の「氏爵」も「即位

剣璽渡御は内侍によって行われたため、百済王氏が直接、践祚の儀に奉仕しなくても済んだものと考えられる。(補注4) **儀との関連が指摘できよう。 但し、 儀式での実際の奉仕の役という点では、『儀式』巻五の譲国儀などにみえるように、** 

- ① はじめに注⑪・⑩参照。
- 論文・はじめに注⑩前掲字根論文にも簡単な説明がある。) 和気氏が「氏爵」に預かった理由については、第二章注⑧前掲宮崎
- ③ 第一章注①参照
- ④ 第二章注⑤参照。
- ---J『講座日本教育史』 一九八四年)。 扱われたことを示す(桃裕行「古代末期の大学---文章歴名帳の検討の 申文の人名の右上の肩に墨で勾をかけてあるが、これは申請通り取
- した(『日本紀略』弘仁十四(八二三)年四月壬子(二十八日)条)。 大伴氏は、淳和天皇の即位に伴い、その諱を避け、以後、伴氏と称

性の低下が関連しよう。世紀以降、神楯桙の樹立が即位式では行われなくなるなど、その重要

- 九五四年、のち、同『日本古代史攷』一九八七年)。 山田英雄「宮城十二門号について」(『続日本紀研究』一十一〇
- ⑨ 『大日本史料』第一編之八所収。
- ② 天慶九年の即位式では、「開門」をめぐり、「開門是門部氏職也、非」の 天慶九年の即位式では、「開門」をおいることのできない伴・佐伯両氏との間で争論が起り、開門が遅れるいることのできない伴・佐伯両氏との間で争論が起り、開門が遅れるい方と歌力等の即位式では、「開門」をめぐり、「開門是門部氏職也、非」の 天慶九年の即位式では、「開門」をめぐり、「開門是門部氏職也、非」の 天慶九年の即位式では、「開門」をめぐり、「開門是門部氏職也、非」
- ◎ 『続紀』神護景雲三年九月己丑(二十五日条)条:
- 幡能『宇佐神宮』(一九八五年)参照。(〈大分県教育委員会編「歴史の道」調査報告書〉一九八一年)、中野・宇佐使については、第二章注®前掲宮崎論文、末広利人『勅使街道
- ③ 第二章注⑧前掲宮崎論文参照
- 告使と考えておられるが(注⑫中野前掲書)、 その三日後の癸巳(四に鹿毛馬一疋を率るため巡避された内舎人佐伯老を光仁天皇の即位率氏は『続紀』宝亀元(七七〇)年八月庚寅朔条で「(宇佐)八幡神宮」皇と平城天皇の即位奉告使は『和気氏系図』による。なお、中野幡能皇と平城天皇の即位奉告使は『和気氏系図』による。なお、中野幡能

- 日)に称徳天皇の崩御記事があり(白壁王の立太子記事もあり)、即位(光仁天皇) ことには慎重を期したい。 は十月己丑朔条にみえるので、 八月庚寅朔条を即位奉告の記事とする
- 『三実』元慶元(八七七)年二月二十一日癸亥条を参照 それぞれ、『文徳実録』 嘉祥三(八五〇)年八月戊辰 (二十三日)
- は全て和気氏によって行われている。 って行われている以外は、光孝天皇の即位奉告(元慶八年四月)以降 宝治元(一二四七)年十二月の後深草天皇の即位奉告が藤原隆親によ
- 『侍中群要』、『西宮記』等参照。
- 第三門・1-2) によった。 『範国記』は京都大学附属図書館所蔵平松文庫本(請求番号 平松
- この時の即位叙位は七月六日に行われた。
- 第一章注⑩参照
- (21) 例えば『本朝世紀』治暦四年七月十九日条
- 長山泰孝「百済王氏」(『枚方市史』第二巻 一九七二年)。
- 一九六七年)。 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」(同『京制並に都城制の研究』

井上光貞「即位儀とその成立」(同『日本古代の王権と祭祀』一九

- の成立』一九七五年)。 八四年)、鎌田元一「律令制と文書行政」(前掲『日本の古代』で)。 大刀契については、大石良材「大刀契——平安時代における神器観 一」(『平安博物館紀要』第四輯 一九七一年、のち、同『日本王権
- 木簡の研究』一九八三年)、 岡田精司「大王就任儀礼の原形 とその展 と古代史学』一九八〇年)、東野治之「護身剣銘文考」(同『日本古代 岸俊男「聖徳太子と古代刀剣」・『庚申』と刀剣」(同『遺跡・遺物 ---即位と大嘗---」(『日本史研究』二四五号 一九八三号)、石

- 考」(『伝承文化研究』1 一九六四年)も参照 俗博物館研究報告』第七集 一九八五年)。なお、 九八四年)、水野正好「招福・除災――その考古学-上英一「古代国家と対外関係」(前掲『講座日本歴史』2 薗田香融「渡り刀 -」(『国立歴史民
- 注砂前掲東野論文・同前掲水野論文。
- 注⑩前掲大石論文·注⑪前掲岡田論文。
- 済王権を構成要素としたことを示すものとして考慮しておかなければ 贈られた剣があり、きわめて重要なものと認識されていたということ 帯したとはいえないが、天皇位を象徴する大刀契の宝剣中に百済から ならない」と慎重な態度をとられている(注図前掲石上論文)。 は、百済から贈られた時期や経緯は不明であっても、日本の王権が百 石上英一氏は「天皇が百済王位を象徴する宝剣を得て百済国王を兼
- 皇の天徳四(九六○)年九月二十四日に平安宮の内裏が初めて焼亡した 百済より進上されたという大刀契中の霊剣の史料上の初見は、村上天 記事に関係してみえる。 大刀契関連の史料は『古事類苑』帝王部三神器下に収載されている。
- 伐,新羅、聞,新羅有,万波息笛、退,兵、以,金五十両、遺,使請,其笛 神文大王の条)とされる「万波息笛」を求めようとしたことが事実な 世の編纂物で説話的要素も多いが、桓武天皇が新羅の「国宝」(『同 蔵』其笛於内贲殿(1)とある。日本側史料に対応する記事はみえず、徐 王亦辞以,前対、以,銀三千両、賜,其使、還、金而不、受、八月、使還 日、更遺」使、以1金一千両、請」之曰、寡人願」得」見」神物」而還」之矣。 王請」使曰、朕聞:上世真平王代有。之耳、今不」知:所在、明年七月七 十月十一日、日本王文庭、也、余無文庭、筑本云、是王太子、(桓武天皇力)按、日本帝紀、第五十五主文德王族是 紀異第二の元聖大王の条によれば、「貞元二(七八六・延暦五)年丙寅 政治社会史研究』中 橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」(岸俊男教授退官記念会編『日本 一九八四年)参照。 なお、『三国遺事』巻第二

まって大変興味深い。その当否はともかく、ここではかかる伝承があ

らば、

ったことを指摘するにとどめる。

### むすびにかえて

これまで述べてきたことを纒め、 三章に亘り、 伴・佐伯・ 和気・百済王の四氏に対する「氏爵」 本稿を終えることにする。 の実態、 成立時期、 成立理由を検討してきたが、

らも窺える。 それは天皇の「代替り」の儀を継続してゆく上でも不可欠なことであった。これと関連していえることは朔旦叙位の「氏 化し始めるのは清和朝頃からで、 先祖による天皇家へのかつての功績に対する一種の反対給付に求められる。それも、大宝令の制定された八世紀初頭やそ め 和朝頃から顕著化し、 爵」である。 の授与はその儀式に奉仕する特定の氏や儀式に由来の深い「功臣」を先祖とする氏を維持・継承させることにもつながり、 たどってゆくが、「即位」儀に関連する儀式・行事への奉仕の役は五位以上が中心となって勤めることが多いので、「氏爵」 氏族に対する授与が顕著化し定例化し始める頃、伴・佐伯・和気・百済王の各氏は廟堂から勢力を後退させ没落の過程を 際の「代替り」儀式での奉仕に由来するものである。 そして、 このようなことを背景に、「即位」叙位の「氏爵」 れ以前の時代に由来するのではなく、 まず、伴氏以下四氏への「氏爵」の淵源は即位式や大嘗会など「代替り」の儀式での奉仕や「功臣」と称されるように (延喜十七年)から「其功臣末葉」に変化するが、 つまり、 朔旦叙位の「氏爵」は「功臣」とされる和気・百済王両氏に限定され、「即位」叙位の「氏爵」と同様に清 朔旦叙位の詔には、叙爵の対象者として、九世紀段階では「其門蔭久絶」とあるものが、 十世紀初め以降に定着したと思われる。これは、 九世紀後半から十世紀前半にかけて「氏爵」が定例化するといえよう。 天武系から天智系へと皇統が変化する光仁・桓武朝における、王権への功労やその それは、 暦の「代替り」ともいうべき十九年に一度の朔旦冬至にちな 朔旦叙位の詔にみえる叙爵対象者の文言の変化 「氏爵」の特定 十世紀初 が顕著

内庁書陵部にも感謝申し上げる。

み るという様な貴族社会の構造の変化を経て、 十世紀に入り、 族の没落を救う措置であったものが、九世紀後半から顕著化する藤原氏を中心に一部の氏族によって高位高官が独占され の「氏爵」の成立とも関連し、「功臣」の子孫とされる特定の氏族のみに叙爵が行われるようになったものと考える。 久しく五位に昇ることができなかった氏の氏長者的人物やその子息らに従五位下を授け、律令制定当時以来の有力貴 そのような歯止め措置が無意味となるに従い、「即位」叙位

態を解明する研究に一素材を提供できたとしたら幸いである。 近年再び注目されつつある平安時代の天皇の果した役割や機能を解明する研究に、また、平安時代の「氏」や「家」 ひとまずは擱筆し大方の御批判を仰ぐことにする。

史料的制約のため推測に推測を重ねた点も多く、浅学のために思わぬ誤りをおかしているかもしれないが、

本稿により、

(補注2) 「絶蔭者」の用例としては『権記』長徳四年正月五日(カ)朱参照。はこれら諸省・諸司の巡爵が行われていたことを窺わせる。はこれら諸省・諸司の巡爵が行われていたことを窺わせる。

文を収載するが、投稿後のためその成果を生かすことができなかった。(補注3)『日本の社会史』3(一九八七年九月)は本稿と関連する論(補注3)後の例だが、『江記』治暦四年七月二十一日条参照。

### 「作記」

び写真掲載を許可された国立公文書館内閣文庫、大学院在学当時、写本等を多く見せていただいた京都大学文学部・同附属図書館、 釈文の作成や紙背文書としての性格等について御教示いただいた。これらの方々に感謝の意を表します。 許しいただきたい。成稿にあたっては、岸俊男・鎌田元一・久野修義・西山良平・美川圭・吉川真司、飯倉晴武・吉岡眞之の各氏より 日に日本史研究会古代史部会で発表させていただいた。その際、貴重な御意見・御批判を賜わったが、十分生かしきれていない点、 本稿は一九八五年三月に京都大学大学院文学研究科に提出した研究報告をもとに書き改めたもので、その一部は一九八七年五月三十 また、『為房卿記』の閲覧及 宮 お

內庁書陵部

### The Formation of the *Ujinoshaku* 氏爵 *Practice*——Ceremony, Service, and Investiture——

by

### Isao Tajima

Ujinoshaku has generally been thought to be a practice in the Heian period that could be found in the regular January investitures that conferred court rank of ju-goi-ge 從五位下 (joshaku 叙爵) upon the children of the four influential families of that time, namely,  $\bar{O} \mp$ . Minamoto 源, Fujiwara 藤原, and Tachibana 橘. Yet, in the case of the investitures connected with the ceremonies of imperial succession such as the coronation or daijō-e 大嘗会, and of sakutan-tōji 朔旦冬至 which could in a way be interpreted as "succession of callendars", the same rank was conferred upon the children of the four effete families, namely, Tomo 伴, Saeki 佐伯, Wake 和気 and Kudaraō 百済王. As to the second type of *ujinoshaku* practice, hardly any meaningful resarch has been done, due to the limitations of the records. This article, by analyzing the actual conditions of the second type of conferment, tries to ascertain the time and the background of its formation. First, we examined two historical documents: mōshibumi 申文 of the Kudaraō family by which they applied for conferments, and Michitoshi-kyo-ki 通俊卿記 the Diary of Michitoshi. Both of them were related to the investitures made on the occasion of the coronation in the third year of Ōtoku 応徳. Through this inquiry, we were able to extract a typical case of the practice. Then, we spread our scope of analysis to take into consideration the investitures at daijō-e and sakutan-tōji. In conclusion, the date of the formation of the practice should be set between the latter half of the 9th century and the beginning of the 10th century. In addition, we pointed out the fact that the practice came about in consideration of the services that were done by the ancestors of the four families during the reigns of Kōnin 光仁 and Kanmu 桓武, when the imperial lineage had changed from the Tenmu 天武 line to the Tenchi 天智 line. The ancestors had served in the ceremonies of "succession" and made such distinguished contributions to the imperial family as to be called kōshin

功臣. Although these four families declined in the course of time, they continued to serve in the imperial ceremonies, as their attendance was still necessary for the proper execution of the ceremonial functions. Thus, the *ujinoshaku* practice came to be utilized for preserving the lineages of these families.

### English Parish Clergy in the Reformation Period

by

### Akihiro Sashi

In mid-sixteenth century England, the shortage of clergy men arose from the confusion caused by the Reformation; for example, the Dissolution of the Monasteries and the economic difficulties of ecclesistical recruitment. This phenomenon caused critical problems for the church, for instance vacancy, pluralism, non-residence and so on, which had a crucial effect upon the religious policy of the government. The situation was especially serious for the Marian government, which intended to re-establish the authority of the Roman Catholic Church in England.

This situation continued in the reign of Elizabeth so that she could not make bold changes in the institution of the church. But her long reign brought about stability in the church and produced good results. Notable were the increasing numbers of graduates among the clergy which caused an improvement in the quality of the parish clergy. Finally the clergy as a new social group emerged from this new situation. This was an important aspect of the Church of England.